オンライン大会

2021年度 第15回 KHJ全国大会

~KHJ全国ひきこもり家族会連合会・実践交流研修会~

大会資料集

ポストコロナ 新しい社会を創る

~すべての人が生きやすい社会をめざして~

1日目 11月27日(土) 12:00~17:00 2日目 11月28日(日) 09:00~12:00

2021年度 第15回 KHJ全国大会 オンライン大

_____ 104

~KHJ全国ひきこもり家族会連合会・実践交流研修会~

大会プログラム目次

プログラム初日 11月27日(土)

11:30-	受付開始	
12:00-	開会行事 主催団体挨拶: 共同代表 ————————————————————————————————————	003
12:15 –	調査報告 「ポストコロナに求められる社会とは」 境 泉洋(宮崎大学教育学部教授)	004
12:45 –	基調講演 「ひきこもりが示す生きやすい社会」 池上 正樹(ジャーナリスト) ————————————————————————————————————	015
13:15 –	行政説明 厚生労働省 社会·援護局 地域福祉課 ————————————————————————————————————	020
14:00 —		057
	●〈地域福祉〉 山本 耕平 (佛教大学 教授) ———————————————————————————————————	063 072 085 093
17:00 –	初日終了	

プログラム2日目 11月28日(日)

09:00 - テーマ別分科会交流会(5ァーマ)								
1)	ひきこもり支援の人材育成について							
0)	パラルギーケーナスロレナナ塔のカリナ							

- 2) ビアサボーターを活用した支援のあり方 ----3)「たびだち」~本人家族の声を発信・活躍の場を創る~ ————— 204
- 5) ひきこもり基本法の検討と推進について ___
- 11:30 全体共有
- 12:00 大会宣言 閉会

08:30-開場-受付開始

第15回KHJ全国大会(オンライン大会) 開催にあたって

『ポストコロナ 新しい社会を創る

~すべての人が生きやすい社会をめざして~』



特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 共同代表 伊藤 正俊 中垣内 正和

日頃より、ひきこもり支援について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

KHJ全国ひきこもり家族会連合会は、全国組織を持つ唯一の当事者家族会として、ひきこもる本人、家族が 社会的に孤立しないよう全国39都道府県56の地域の家族会がネットワークを組んで、活動しております。

全国大会は、当会がNPO法人化された2004年に第1回を東京で開催し、、昨年はコロナ禍で延期となりましたが、本年で15回目を初のオンライン大会として迎えます。当会の辿ってきた歴史は、1999年の設立以前から、多くの家族が沈黙と孤立のなか、その苦しみに耐えてきた歴史でもありました。全国大会はその苦渋を打ち破るべく、家族自らが声を上げ、全国の本人家族の思いを世の中に向けて発信し、社会的理解を求める大会でもありました。創設者の奥山雅久代表から渡されたバトンは、第15回となった本大会にも受け継がれています。

平成28年、推定115万人のひきこもり者が実態調査で明らかになりました。誰もがいつなってもおかしくない「ひきこもり」状態像ですが、なぜこれだけ多くの人たちが、ひきこもらざるを得ないのか。その要因のひとつに、以前から言われている、制度の狭間の問題があります。不登校から卒業後に、居場所を失ったままひきこもる方、就労中に休職したままひきこもり、離職後にひきこもりが長期化している方なども見られます。また、自立支援受給者証がなく福祉サービスが使えないなど、未受診者や支援途絶の方、グレーゾーンの方々に対し、つながる資源がないまま、長期化・高年齢化してしまうケースは非常に多いとみられています。

本大会のテーマは「ポストコロナ 新しい社会を創る ~すべての人が生きやすい社会をめざして~」。誰もが取りこぼされず、必要な資源につながること、ひきこもりへの偏見や無理解に対して『ひとりひとりの尊厳』を柱とした「ひきこもり基本法」の検討もそのひとつです。私たちひとりひとりが、新しい社会を創る「一人」として、誰もが生きやすい新しい社会についてみなさまと共に考えてまいりたいとおもいます。

さらに2日目の特別企画「いじめと学校」では、学校時代のいじめの後遺症に今も苦しみ続けている長期ひきこもり者も少なくないなか、当事者、家族、現役教師、それぞれの視点から語り合う場を設けました。本人や家族の尊厳を、これ以上傷つけない安心できる学校環境のあり方について、皆さんと考えるきっかけになればと願います。

ひきこもりの人が生きやすい社会は、他のすべての人にとっても生きやすい社会になるのではないかと思います。ひとりひとりを大切にできる社会、誰もが生きやすい社会になるのではと思います。現場の実践者の皆さまと共に、新たな未来と希望を育む大会となりますことを祈念申し上げます。

調査報告

境 泉洋

(宮崎大学教育学部教授)



【大会メッセージ】

コロナの蔓延によって様々分野に大きな変化が生まれています。新たな社会がひきこもりの本人、家族にとって生きやすいものにすることは、全ての人が生きやすい社会になると思います。新たな社会を構築していこうとしている好機に、ひきこもりの本人、家族を受け入れる社会の在り方を発信するには特に大きな意義があります。

今回の大会では、当会の20年以上にわたる活動を通して新たな社会の在り方について提言 していければと考えています。様々な立場の多くの方にご参加いただき、コロナによる混乱 を乗り越えた新たな社会が全ての人にとって生きやすい社会にするために必要なことを話 し合い、社会に発信していきましょう。

【プロフィール】

宮崎大学教育学部教授。宮崎県生まれ。1999年宮崎大学教育学部卒。2005年早稲田大学 博士(人間科学)。公認心理師、臨床心理士。2004年志學館大学講師、2007年徳島大学准教授、2018年宮崎大学教育学部准教授を経て、2021年1月から現職。

KHJ全国ひきこもり家族会連合会副理事長、日本臨床心理士会ひきこもり専門委員会副委員長、宮崎県ひきこもり地域支援センターひきこもり受理会議多職種専門チーム、NCNP精神保健研究所薬物依存研究部客員研究員、日本認知・行動療法学会理事。

筆頭著書に「改訂第二版CRAFTひきこもりの家族支援ワークブック」(金剛出版)、編著書に「地域におけるひきこもり支援ガイドブック」(金剛出版)、共著執筆に「CRAFT 薬物・アルコール依存症からの脱出:あなたの家族を治療につなげるために」(金剛出版)、分担執筆に「認知行動療法の技法と臨床」(日本評論社)、「ひきこもりに出会ったら」(中外医学社)、「『ひきこもり』考」(創元社)などがある。監訳に「CRAFT 依存症患者への治療動機づけ」(金剛出版)、「アルコール依存のための治療ガイド」(金剛出版)などがある。

ポストコロナに 求められる社会とは

境 泉洋 宮崎大学教育学部

1

COVID19蔓延の影響

(KHJ全国ひきこもり家族会連合会, 2021)

マイナスの影響

- 精神的に不安定になった
- 家庭の居心地が悪く なった
- ・遠方の家族・友人に会 えなくなった
- 会が中止になった
- 収入減 · 求人減
- 外出しずらくなった
- マスクの着用が苦痛

プラスの影響

- ・家族関係が良くなった
- 気持ちが楽になった
- 適度な距離感が保ちやすくなった
- 給付金がうれしかった
- 本当にやりたいことを 考えるようになった
- オンラインの講演会に 参加しやすくなった

令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 「行政と連携したひきこもりの地域家族会の活動に関する調査研究事業」 2

COVID19禍で求めること

(KHJ全国ひきこもり家族会連合会, 2021)

本人

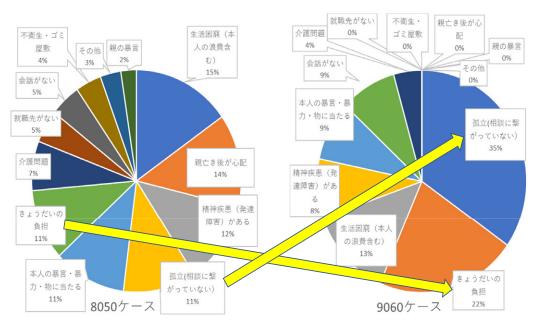
- オンライン支援
- 孤立させない支援
- 家族がCOVID19感染したときの支援
- 以前からの支援の継続
- 雇用の確保
- 福祉制度の充実(今までのライフスタイルが通用しなくなる)

家族

- オンライン支援
- つながりを目的とした支援
- 家族がCOVID19感染したときの支援
- 以前からの支援の継続
- 居場所の充実
- 支援情報の提供
- ひきこもりへの手当、年金
- 親亡き後の支援
- ひきこもりにもやさしい社会づく
- メディアを通じた理解促進

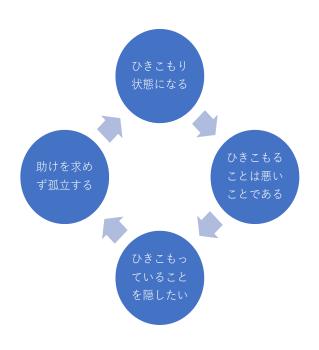
令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 「行政と連携したひきこもりの地域家族会の活動に関する調査研究事業」 3

8050と9060の課題



2020年 宮崎県障がい福祉課「ひきこもりに関する調査票」結果』

ひきこもることへの自己偏見



5

ポストコロナに求められる社会

- ひきこもることへの偏見をなくす
- →全国民で孤立・孤独について語る
- 社会参加機会の確保
- →つながれている場の支援
- 支援のオンライン化
- →オンラインから地域の支援につなぐシステム作り

英国の孤立・孤独政策



 $https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/93~~ \\ 6725/6.4882_DCMS_Loneliness_Strategy_web_Update_V2.pdf$

2017年度 KHJ実施事業



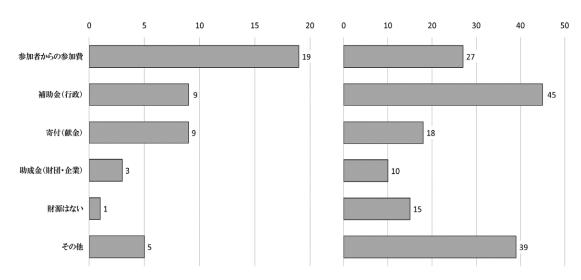




家族会と居場所の運営費

家族会(回答数22)

居場所(回答数108)

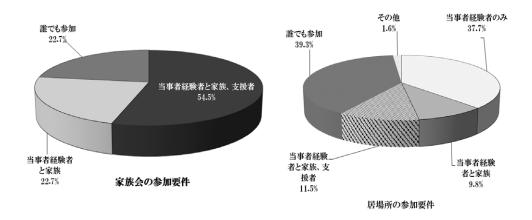


令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 「行政と連携したひきこもりの地域家族会の活動に関する調査研究事業」¹⁰

家族会と居場所の参加要件

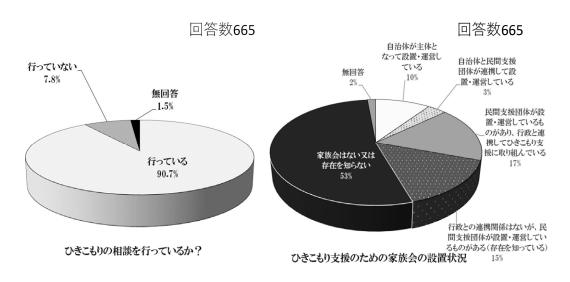


居場所



令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 「行政と連携したひきこもりの地域家族会の活動に関する調査研究事業¹」

家族会の設置状況調査

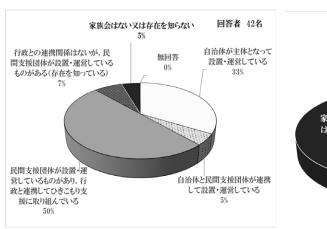


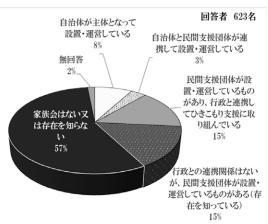
令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 「行政と連携したひきこもりの地域家族会の活動に関する調査研究事業」¹²

家族会の設置状況調査

ひきこもり地域支援センター

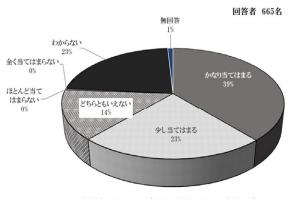
その他



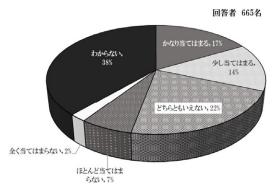


令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 「行政と連携したひきこもりの地域家族会の活動に関する調査研究事業」 ¹³

家族会の有効性・ニーズ

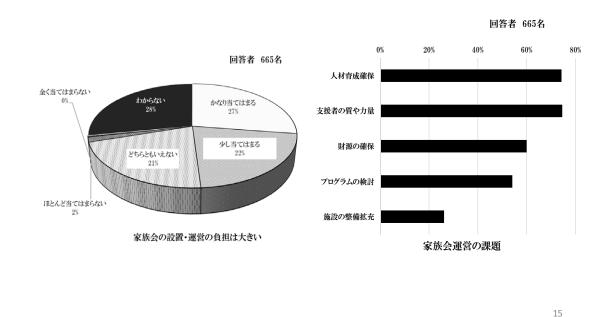


家族会の設置はひきこもり支援において有効である

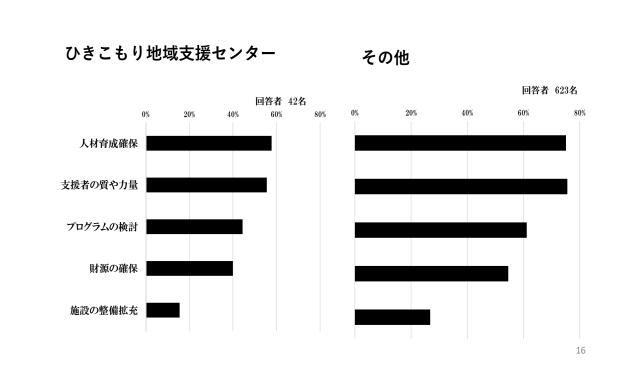


ひきこもり支援において家族会設置へのニーズがある

家族会の負担と課題



家族会運営の課題



オンラインから 地域の支援につなぐシステム

ネット検索

KHJのホームページ

(ポータルサイト)

オンラインの個別支援

地元の

オンライン支援

地元のオフライン支援



17

KHJが要望している ひきこもり基本法制定の論点

- 日本の持続可能な発展のための投資と捉える
- ひきこもりの再定義
- 本人、家族の権利を守り、安全を保障する
- 多機関での情報共有を推奨する
- 本人、家族の「力を借りて」支援を行う

2022年版 KHJのひきこもり定義(暫定)

- ひきこもりとは広い概念を指しているが、ここでは支援が必要な(必要になると予想される) ひきこもりの状態像(以下、ひきこもり)について定義する。
- ひきこもりとは、概ね自宅などにとどまり社会的に孤立していることによって、本人または、家族をはじめとした本人に関わる人が支援が必要な程度に苦痛、または、社会的困難を有している状態を指す。

基調講演

池上 正樹

(ジャーナリスト KHJ全国ひきこもり家族会連合会広報担当理事)



【大会メッセージ】

NHKドラマの影響もあり、「ひきこもり」は身近な状態だという認識が広まってきました。ただ、深刻な状況の人ほどラベリングされることを嫌がり、「助けて」と言えずに制度の狭間に取りこぼされています。今もひきこもる本人や家族が望む「ひきこもり支援」とはどのようなものなのか?定義や居場所、ネットワークづくりのあり方など、当事者の多様なニーズが吸収できる社会を一緒に構築していきたいと思っています。

【プロフィール】

25年にわたり数千人の「ひきこもり」当事者とやりとりしてきた。対話の場「ひきこもりフューチャーセッション庵-IORI-」設立メンバー。NHK『クローズアップ現代+』『あさイチ』をはじめ、テレビやラジオに多数出演。NHKドラマ「ひきこもり先生」「こもりびと」等の監修も務める。著書は『ルポ「8050問題」~高齢親子"ひきこもり死"の現場から』(河出書房新社)『ルポひきこもり未満~レールから外れた人たち』(集英社新書)『大人のひきこもり~本当は「外に出る理由」を探している人たち』(講談社現代新書)『ダメダメな人生を変えたいM君と生活保護』(ポプラ新書)等

2021年度第15回KHJ全国大会 11月27日(土)12:45~13:15

ひきこもりが示す生きやすい社会

ジャーナリスト KHJ全国ひきこもり家族会連合会理事 **池上正樹**

池上正樹

「8050問題」はなぜ起こるのか?

親世代が生きてきた時代(昭和の価値観) 右肩上がり 終身雇用・年功序列 会社はファミリー 頑張れば報われる 人生の勝ち組 →「あいつの努力が足りなかったんだ」「家の恥」

就職氷河期世代の時代

レールから外れると元に戻れない 非正規 将来が不安定 生産性・合理性優先 コスト競争 職場で孤立しやすい 勝ち負けより大事なもの「穏やかに暮らしたい」 →さんざん頑張ってきた これ以上何を頑張れば…

突出すると叩かれる 異論は排除される 同調圧力 切腹文化 →他人や社会に迷惑をかけてまで生きていこうと思えない (家族全体がセルフネグレクト状態に)

「ひきこもり」は個人の問題なのか?

新しい概念 曖昧な定義 「今の自分を否定されているイメージ」 深刻な人ほど「ひきこもり」とラベリングされるのを嫌う 自分には存在価値があるのか?生きていく価値があるのか?

「ひきこもり」は疾患や障害とは別の状態

学校や職場等の集団生活 「学校のいじめ等の人間関係」52.8%(東京都) 相手の反応に応じて臨機応変に対応しなければいけない→ストレス

社会的要因(本人の心情「病気ではない」「障害ではない」)

診断を受けたがらない 障害認定への抵抗感→未診断(潜在化へ) 「診断ありき」では当事者の多様なニーズに応えられない

→制度の狭間に取りこぼされている

池上正樹

誰もが取りこぼされない社会とは?

「できる」「できない」で選別される社会 ふるい落とされた人は(社会の)どこへ行けばいいのか? →選別した側(企業、行政等)は、落とした相手に対しても 受け皿のある社会システムを共に考える責任があるのでは

潜在化させられた本人たちが望んでいること

「もう一度社会に出たい」「生き直したい」

→「ひきこもりを隠さないと社会復帰できない」

周囲からは働かないことを責められるだけ

「怖くて人と会えない」「勇気を出して動けない」

背景は多様で1人1人違う(全国推計約115・4万人)

115万パターンの困りごと

→115万パターンの経てきた歴史、生きづらさ、困りごと

「実績」とは何か?

「成功事例」は役に立たない →まだ見ぬその人の生き方の話だから

1人の「成功事例 | PRは絶望モデルになりかねない

「実績」の評価基準→「就労」「自立」の数字 ノルマ達成が目的に→成果を焦って結論を押しつける →ミスマッチ、トラブル、追いつめられると命のリスク

行政「実績を出しているから」→たらい回し、〇か月待ち…等 誰にとっての「実績」なのか?

初めて会う当事者の前では誰もが「門外漢」(素人) 「1人1人違う」は、支援すればするほど実感される言葉 →人の数だけ違う

→「やり方はいっぱいある」ということ

池上正樹

誰が「ひきこもり支援」を設計しているのか?

「努力しない」「頑張らない」「ダメな人」→人として見ようとしない「社会に適応できなければ…」と訓練強要→尊厳を傷つけられる 選択肢は「就労」のみ× パターン化した対応×

本人がつくったフレームではなかった 本人以外の何者かがつくったフレームで支援してきた

本来はそれぞれ幸せになることが評価の基軸 多様な幸せのカタチに寄り添うことが求められている 数値化しにくい→新たな「ひきこもり支援の認証評価」が必要

本人が中に持っている心の風景→恐怖本人たちは不安や悩みを受け止めてほしいと思っている(心のケア)恐怖の要素は人それぞれ 1つ1つひもといていく →自分の心を客観視して受け入れることが必要

膨大な作業と時間に付き合ってくれる第三者の存在がカギ

家の中は生き延びるための場

本人たちが認識しているひきこもりの起因

「学校時代のいじめ・暴力| 「職場の人間関係|

「効率ばかり求める優しさを失った国で俺たちの居場所はどこに」(ドラマこもりびと)

「私たちのために、まず大人が幸せになってよ」(ドラマひきこもり先生)

→社会は幸せなのか?

家の中だけが安心できる「居場所」「生存領域」

→安心できない社会から自分の命を守るために待避(他人事ではない)

ひきこもる行為は、自死ではなく生き延びるための選択肢

→ひきこもる人の権利 尊重されるべき

家族調査KHJ2019年度

「家庭内であれば自由に動ける」84.5% 「自室に閉じこもる」17.3% 「対人交流が必要でない場所には行く| 58.5%

→他者から攻撃されない、自分を探られない場所なら行ける

池上正樹

ひきこもる生き方も多様な社会の選択肢の1つ

職場に通勤 コミュニケーション プレゼン前提だった → (自室にいても) ネット上のプラットホームで会議 仕事につながる

生産性や経済合理性だけで人の価値は測れない

「役に立てて嬉しい」「貢献したい」(日頃の罪悪感) 不器用であっても内面の良さが活かされる社会になればいい そんな内面に寄り添える優しい人材、受け皿が大事になる

オンライン診療 いつも悲嘆を受け止めてくれる A I の相談相手 アバターでやりとり 誰でも利用できる制度 社会資源の無償支援

楽しいと思えることを伸ばしてくれる人がいると安心できる →自分を鼓舞してくれる お互いに無理しないが持続できるコツ 緩やかにつながりを維持していくことで、人は元気になれる

皆と違っても自分らしく生きていける選択肢を尊重できる社会



ひきこもり支援の推進と プラットフォームづくり

令和3年11月27日(土) 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課 安西 慶高

ひきこもりの基礎知識

「ひきこもり」の定義など

I 「ひきこもり」の定義

- 様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)
 - *「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(平成22年5月) (厚生労働科学研究でとりまとめ、主任研究者:齋藤万比古氏 国立国際医療研究センター国府台病院)

Ⅱ 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんどのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、 ③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事のときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月 以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。(①~③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群)

				广	遠のひきこもり	n∌¥		(内	訳)		
調査時	期調査対象	禄者 有効[回答数				狭義のひきこもり群		準ひきる	こもり群	
				実数	出現率	推計数	実数	推計数	実数	推計数	
平成27年	丰度 15~39	9歳 3,1	15人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人	
平成30年	丰度 40~64	1歳 3,2	48人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人	

Ⅲ 厚生労働大臣メッセージ(令和元年6月26日)

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」 ~ 抜粋 ~

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかなければならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、 また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

ひきこもりに関する調査 内閣府「生活状況に関する調査」

(1) ひきこもりの者の推計数

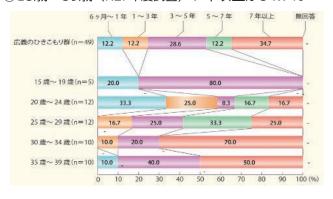
①15歳~39歳(H27年度調査)約54.1万人

	該当人数(人)	有効回収数に 占める割合(%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に 関する用事のときだけ外出する	33	1,06	36.5	準ひきこもり群 36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビ ニなどには出かける	11	0.35	12.1	狭義のひきこもり群
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	17.6万人
ät	49	1.57	54.1	広義のひきこもり群 54.1万人

https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/h27/pdf-index.html

(2) ひきこもりの状態になってからの期間

①15歳~39歳(H27年度調査)7年以上が34.7%



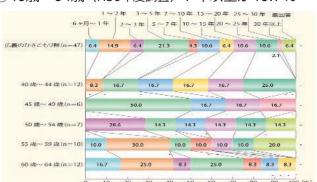
②40歳~64歳 (H30年度調査) 約61.3万人

	該当人数 (人)	有効回収数に 占める割合(%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に 関する用事のときだけ外出する	19	0.58	24,8	準ひきこもり群 24.8万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビ ニなどには出かける	21	0.65	27.4	狭義のひきこもり群
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1	36.5万人
ät	47	1.45	61.3	広義のひきこもり群 61.3万人

https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h30/pdf-index.html

なお、平成27年度調査においては、専業主婦・主夫、家事手伝いと回答した者を 一律に広義のひきこもり群から除外していたが、平成30年度調査においては、 広義のひきこもり群と認定した47名のうち11名が専業主婦・主夫、家事手伝いであった。

②40歳~64歳(H30年度調査)7年以上が46.7%



ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

平成19年度から平成21年度に取り組まれた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究(主任研究者齋藤万比古:国立国際医療研究センター国府台病院)」の研究成果としてまとめられたもの。

https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000807675.pdf

ひきこもりの定義

「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を指す現象概念」と定義。

なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべき」としている。

○ひきこもりの長期化を防ぐための視点

- ・当事者の来談・受診をできるだけ早く実現することが重要であり、支援機関には以下の視点が必要。
- 1. 身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を、普段から住民向けに広く周知しておくこと。
- 2. 家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援を、タイミングよく開始すること。
- 3. 家族がひきこもりの本人に来談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続すること。

○ひきこもりの評価

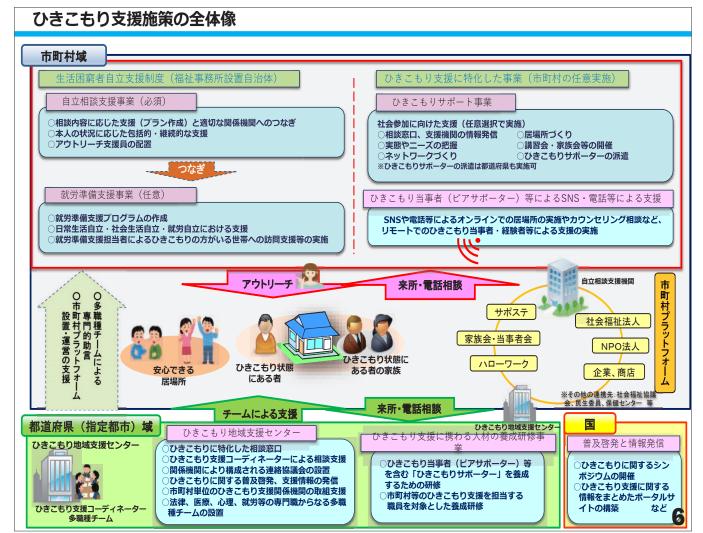
- ・適切な評価が行われるためには以下の要素が重要。
 - 1. 長期的な関与を続けながら情報を蓄積すること。
 - 2. 精神障害の有無について (気分障害、統合失調症、発達障害など) 判断すること。

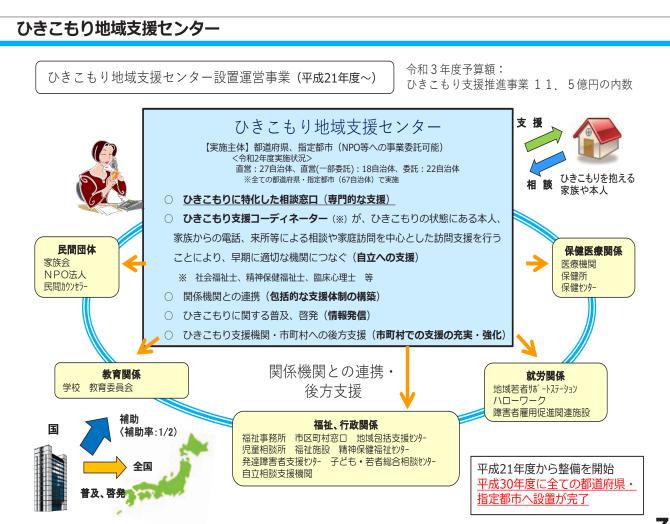
○ひきこもりに対する支援

・地域連携ネットワークを構築し、訪問支援(アウトリーチ型支援)も用いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を 実施。

4

ひきこもり支援施策の構図

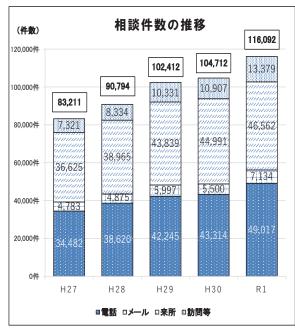




ひきこもり地域支援センター 相談実績(平成27年度~令和元年度)

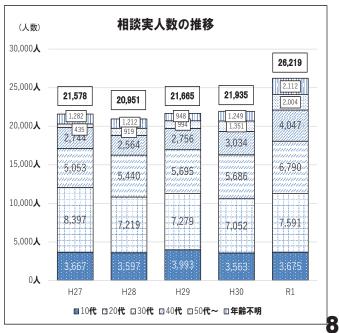
令和元年度相談件数

(件数) 相談件数 電話 メール 来所 訪問等 116,092 49,017 7,134 46,562 13,379



令和元年度相談実人数

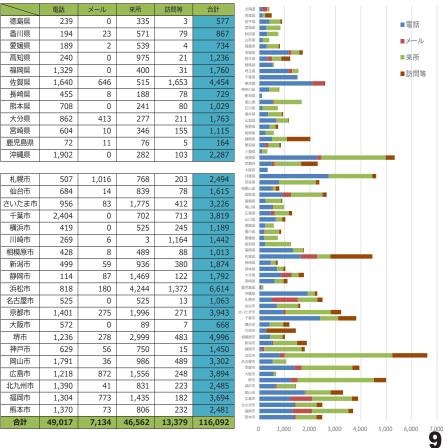




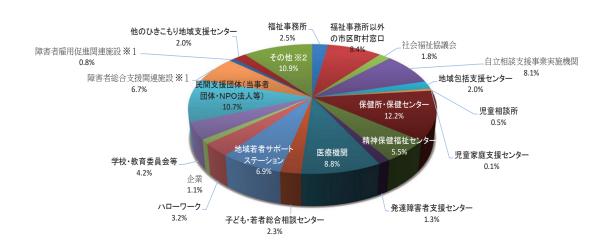
ひきこもり地域支援センター 自治体別相談件数(令和元年度)

	電話	メール	来所	訪問等	合計
北海道	127	189	65	15	396
青森県	140	0	96	258	494
岩手県	403	0	437	62	902
宮城県	269	0	572	0	841
秋田県	315	0	431	7	753
山形県	132	0	268	0	400
福島県	277	28	463	52	820
茨城県	1,144	121	316	131	1,712
栃木県	318	187	369	347	1,221
群馬県	528	0	53	3	584
埼玉県	1,144	153	252	0	1,549
千葉県	1,500	0	18	5	1,523
東京都	2,092	456	0	49	2,597
神奈川県	397	0	369	22	788
新潟県	111	0	0	0	111
富山県	519	57	1,089	4	1,669
石川県	130	1	597	4	732
福井県	358	0	532	55	945
山梨県	669	17	466	23	1,175
長野県	415	0	231	100	746
岐阜県	254	0	321	0	575
静岡県	507	0	588	919	2,014
愛知県	246	119	427	65	857
三重県	123	0	201	0	324
滋賀県	2,284	165	2,526	357	5,332
京都府	502	107	1,043	651	2,303
大阪府	333	0	0	0	333
兵庫県	2,740	0	1,707	158	4,605
奈良県	780	0	1,455	131	2,366
和歌山県	492	47	113	141	793
鳥取県	923	330	1,242	160	2,655
島根県	258	0	604	45	907
岡山県	505	38	422	8	973
広島県	460	146	569	122	1,297
山口県	654	3	252	122	1,031

	電話	メール	来所	訪問等	合計
徳島県	239	0	335	3	577
香川県	194	23	571	79	867
愛媛県	189	2	539	4	734
高知県	240	0	975	21	1,236
福岡県	1,329	0	400	31	1,760
佐賀県	1,640	646	515	1,653	4,454
長崎県	455	8	188	78	729
熊本県	708	0	241	80	1,029
大分県	862	413	277	211	1,763
宮崎県	604	10	346	155	1,115
鹿児島県	72	11	76	5	164
沖縄県	1,902	0	282	103	2,287
札幌市	507	1,016	768	203	2,494
仙台市	684	14	839	78	1,615
さいたま市	956	83	1,775	412	3,226
千葉市	2,404	0	702	713	3,819
横浜市	419	0	525	245	1,189
川崎市	269	6	3	1,164	1,442
相模原市	428	8	489	88	1,013
新潟市	499	59	936	380	1,874
静岡市	114	87	1,469	122	1,792
浜松市	818	180	4,244	1,372	6,614
名古屋市	525	0	525	13	1,063
京都市	1,401	275	1,996	271	3,943
大阪市	572	0	89	7	668
堺市	1,236	278	2,999	483	4,996
神戸市	629	56	750	15	1,450
岡山市	1,791	36	986	489	3,302
広島市	1,218	872	1,556	248	3,894
北九州市	1,390	41	831	223	2,485
福岡市	1,304	773	1,435	182	3,694
熊本市	1,370	73	806	232	2,481



ひきこもり地域支援センター 関係機関へのつなぎ件数(令和元年度)



(件)

関係	機関		福祉事務 所以外の 市区町村 窓口	社会福祉		地域包括支援センター	児童相談所	児童家庭 支援セン ター	保健所・保健センター	ATTAIL IN	発達障害 者支援セ ンター	医療機関	子ども・若 者総合相 談センター	サポートス	ハローワーク	企業	学校·教育 委員会等	民間支援 団体(当事 者団体・N PO法人 等)	障害者総合支援関連施設 ※1	用促進関	他のひき こもり地域 支援センター	その他 ※2	総計
件	-数	154	520	113	503	124	32	6	757	345	82	547	145	431	201	68	260	666	417	48	125	675	0.010
	率	2.5%	8.4%	1.8%	8.1%	2.0%	0.5%	0.1%	12.2%	5.5%	1.3%	8.8%	2.3%	6.9%	3.2%	1.1%	4.2%	10.7%	6.7%	0.8%	2.0%	10.9%	6,219

- ※1 根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理
 - 障害者総合支援法:就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等
 - ・障害者雇用促進法:障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

※2 その他機関の例… 警察署、訪問看護ステーション、法テラス、弁護士、依存症相談センター、フリースペース、ジョブカフェ、大学学生相談室、民間カウンセリング機関等

10

ひきこもりサポート事業

令和3年度予算額:

ひきこもり支援推進事業 11.5億円の内数

Ι 事業の目的

> 地域におけるひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、それぞれの状況に応じた社会 参加に向けた支援を実施する。

事業の実施主体・補助率等 II

:市区町村(社会福祉法人、NPO法人、家族会その他民間団体へ委託可) (1) 実施主体

※ ひきこもりサポーターを派遣する場合には、都道府県も実施可

地域の実態やニーズの把握

実施自治体数(令和2年度) 123市区町村 6都道府県

(2) 国庫補助率 : 1/2

(3) 国庫補助基準額:市区町村の人口区分に応じて、5,000千円~11,000千円

※ 都道府県が実施する場合は、一律に5,000千円

把握する。

(自治体の取組例)

ヒアリングの実施

Ⅲ 事業内容

相談窓口、支援機関の情報発信

相談窓口や利用可能な支援機関の情報をHPや 広報紙等の媒体を活用して、住民に分かりやす く発信する。

(自治体の取組例)

- ◆ホームページ・ブログでの情報発信
- ◆広報紙・パンフレット・チラシの配布
- ◆地元紙・ラジオでの情報発信

講習会・家族会等の開催

ひきこもり状態にある者や家族等に向けた講習 会・講演会や、家族同士が交流できる家族会等 を開催する。

(白治体の取組例)

- ◆家族の情報交換会、研修会の開催
- ◆専門家による講演会の開催
- ◆親子関係等の課題発見に向けた グループワークの実施



ひきこもりサポーター(※)による訪問支援や 居場所の運営等を実施する。

地域におけるひきこもりの実態や支援ニーズを

◆住民を対象としたアンケート調査の実施

◆支援者へのアンケート調査の実施

◆支援の利用者へのアンケートや

ひきこもりサポーターの派遣

(※)ひきこもり経験者や家族等を含むひきこもり支援に関心が ある者で、都道府県・市町村が実施する研修を受講した者。 (自治体の取組例)

◆サポーターによる訪問支援の実施

◆サポーターによるフリースペース 運営の補助

ひきこもり状態にある者が、同様の状態にある 者と安心して過ごすことができ、社会参加の第 一歩となる居場所づくりを行う。

(自治体の取組例)

- ◆フリースペースの開設
- ◆イベント、グループワークの開催
- ◆ひきこもり女子会の開催



ネットワークづくり

様々な主体と連携して、効果的な支援が実施で きるよう、関係機関とのネットワークづくりを 行う。

(自治体の取組例)

- →福祉・医療・教育・就労・大学・NPO等の 関係者からなるネットワークの構築 ◆当事者、家族、支援機関を対象とした シンポジウムの開催



生活困窮者自立支援制度における「ひきこもり支援」の位置付け

生活困窮者自立支援法の改正(平成30年施行)

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

(基本理念)

- 第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、 心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援 に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支 援体制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年施行]

(地域福祉の推進)

第4条 (略)

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

12

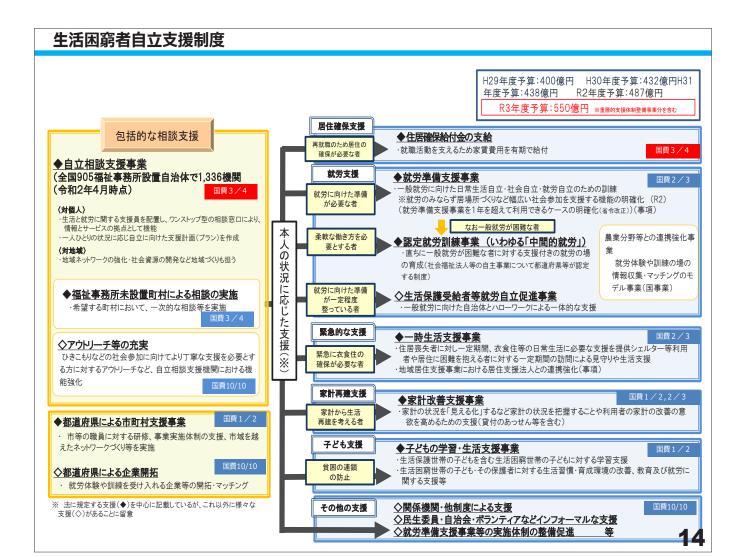
ひきこもりの状態にある方への自立相談支援機関における対応(通知)

令和元年6月14日付け社援地発0614第1号 各都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部(局)長あて 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について ~抄~

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として<u>「地域社会との関係性」</u>を規定しているが、これについては、<u>地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況(希薄化</u>等)を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

- 1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢
 - ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること
- 2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項
 - ・ <u>自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを</u>、地域のネットワークを活用する 等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
 - ・ <u>経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひ</u> きこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
 - ・ 支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を 密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと



ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施

目的

国から地域社会に対してひきこもりに関する各種普及啓発を行うことにより、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

イメージキャラクターの活用

知名度・発言力のあるイメージキャラクターを活用する。 ※シンポジウムやポータルサイト、SNS等積極的に情報発信を行っていただく。

PRイベント(シンポジウム)の開催

- ◆ターゲット:
- ひきこもりに関する理解が不足している地域住民
- ◆狙い: ニュースバリューのあるイベントを実施することでメディア展開を図り、ターゲットのひきこもりに対する理解※を促進する。
 - ※単なる甘えではない、誰もがなり得る等
- ◆事業内容:
- ・首都圏で1,000人規模のシンポジウムを開催。
- ・ニュースバリューを高めるため、著名人のトーク や音楽ライブ等を実施。
- ・当事者の声を発信するため、リアルタイムで募ったコメントを紹介。
- ・当事者の参加ハードルを下げるため、 ライブ配信・アーカイブ配信を実施。

@ WEBSITE

集中相談会の開催 (シンポジウムと同日開催)

- ◆ターゲット: 当事者やその家族
- ◆狙い:支援機関への相談に対す る抵抗感を軽減する。
- ◆事業内容:
- ・シンポジウム当日に同会場にて3時間程度実施
- ・ひきこもり支援従事者及びひき こもり当事者・経験者・その家 族による相談会を実施。
- ・対面での相談の他、電話やSNS 等による相談を実施。



支援者研修会(サミット)の実施

- ◆ターゲット: ま歴者/ウンナや短別な記念
- 支援者(自治体や福祉施設の職員、民間団体等) ◆狙い
- 支援者間の繋がりを作る 支援手法の研鑽を図る。
- ◆事業内容
- ・全国8ブロックで各300人規模の研修会を開催。・リモートの参加を可能にするため、ライブ配信。
- ・全国に波及させて支援の気運を高めるため、複
- ・主国に放及させて文振の気運を高めるため、複数ブロックを同時開催してオンラインで繋ぐ等、メディア展開を促む工夫を施す
 - ・支援者同士の繋がりを作るため、グループ ワークや分科会を設ける ・支援手法研鑽のため、有識者や当事者等の

・支援手法研鑽のため、有識者や当事者等の 講演。

その他広報の実施

- ◆狙い:ターゲットのひきこもりに対する理解を促進する。
- ◆事業内容:
 - ・支援情報をまとめたポータルサイトの作成・運営・周知 ※集中的実施期間は、著名人からのメッセージを掲載する等アクセス数の向上を図る
 - ・インターネットバナー及び検索広告の設置 ・ニュースサイトにおけるPR記事等の掲載
 ※その他、効果的な広報について提案を求める。

運営事務局の設置・ 企画委員会の運営

全体の企画、進捗管理、効果的な広報の検討

※各種イベントは新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインでの開催も検討



施

就職氷河期世代支援の取組(プラットフォームづくり)

16

就職氷河期世代支援

課題

- いわゆる就職氷河期世代は、概ね1993年~2004年に学校卒業期を迎えた世代(2020年4月現在、大卒で概ね38~49歳、高卒で概ね34歳~45歳)であり、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。
- これまで不安定な就労を繰り返しており、概して**能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。**
 - (原因) 学卒時に不安定就労・無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離転職等
- また、加齢(特に35歳以降)に伴い企業側の人事・採用慣行等により、安定した職業に転職する機会が制約 されやすい。
- 不安定な就労状態にあるため、**収入が低く、将来にわたる生活基盤等が脆弱。**

Ⅲ これまでの経緯

- 平成31年3月27日及び4月10日、経済財政諮問会議において、安倍総理から「就職氷河期世代への対応が重要であり、活躍の場を更に広げるための3年間の集中プログラム」を取りまとめるよう指示。
- 令和元年5月29日、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」をとりまとめ。
- 令和元年6月21日に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」における「就職氷河期世代支援プログラム」に上記プランの内容が盛り込まれるとともに、政府全体の目標として、「3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す」こととされた。
- 令和元年7月31日、内閣官房が「就職氷河期世代支援推進室」を設置し、11月26日には、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム (議長:全世代型社会保障改革担当大臣、副議長:厚労大臣、構成員:関係大臣、支援団体、労使、地方の代表団体、有識者など)」を開催。 ※令和2年6月29日に第2回を開催。
- 令和元年12月23日、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援プログラム」に盛り込まれた各施策を具体化した「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」をとりまとめ。

主众支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方(不本意ながら非正規雇用で働く方)(約50万人程度)
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方(約40万人程度)
- ◆ **社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方**(ひきこもりの方など) (推計は困難)

IV 主な取組

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - → 都道府県レベルのプラットフォーム (経済団体、労働局等) により各界一体となった取組を推進
 - → 市町村レベルのプラットフォーム(自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、 ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等)により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業を以下のとおり展開

◆ 不安定な就労状態にある方

- ▶ 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職 につなげる成果連動型事業
- ▶ ハローワークに専門窓口を設置、担当者による チーム支援を実施
- > 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格 等の習得支援を「出口一体型」で実施
- ▶ 短期資格等習得コースにおいて、働きながらで も受講しやすい土日、夜間等の訓練を提供
- ▶ トライアル雇用助成金 (一般トライアルコー ス) の拡充等

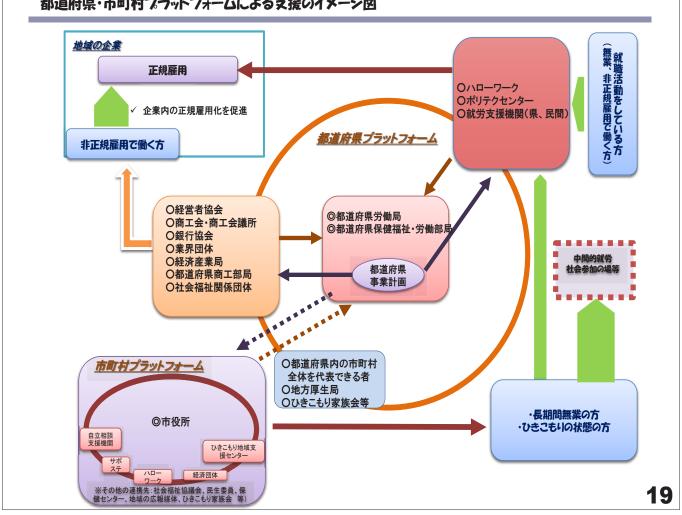
◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- ▶ 地域若者サポートステーション(サポス) テ)において、支援対象を49歳にまで 拡大し、相談体制を整備
- ▶ サポステから生活困窮者自立支援窓 口や福祉事務所等の福祉機関等へ のアウトリーチ型支援(出張支援)の 実施

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- > ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加 え、社会とのつながりを回復できた好事例の
- > 生活困窮者自立相談支援機関にアウトリー チ支援員を配置するほか、生活困窮者の受 入理解のある企業の開拓等
- ▶ 中高年のひきこもり状態にある者への就労に 限らない多様な社会参加の場の確保等
- ▶ 8050問題等の複合的な課題を抱える世帯 への他機関協働による支援体制の拡充

都道府県・市町村プラットフォームによる支援のイメージ図



ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への支援 **〜就職氷河期世代支援 市町村プラットフォーム〜**

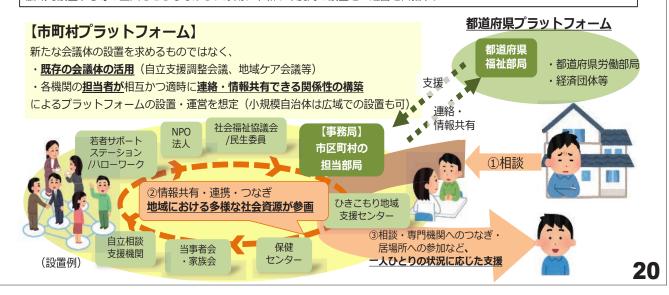
■就職氷河期世代支援の推進に当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への 支援体制の構築に向けて、全ての市区町村に対し、原則、令和3年度末までに①~③の取組を要請

(R2.10.27通知)

- ①ひきこもり状態にある方等が支援につながるための**ひきこもり相談窓口の明確化・周知**
- ②地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための**支援対象者の実態やニーズの把握**
- ③関係機関による支援や支援の気運醸成のための**市町村プラットフォームの設置・運営**

【就職氷河期世代支援に関する行動計画2020】

市町村プラットフォームについては、都道府県が出張相談や研修会等を開催して市町村の取組を促すとともに、小規模な自治体は 広域で設置する等の工夫もこらしながら、原則、令和3年度内の設置を・運営を目指す。



就職氷河期世代支援に関する行動計画2020について(令和2年12月25日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

基本的考え方

- 就職氷河期世代の中には、就労や社会参加に向けた支援を行う上で、配慮すべき様々な事情を抱える方がおられ、生活の基盤を置く地域の実情もまた多様である。
- が職権が利用によるがにはよりがにはよりがにはいたとなって、日本は、「というでは、日本のでは、 世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指し、今後3年間 を集中的に取り組むべき期間と定めている。他方、就職氷河期世代の方々はそれぞれに事情が多様であり、息長く支援
- していく必要がある場合も十分に想定される。 るイ動計画の実行に必要な予算については、集中的な取組期間である3年間、安定的に確保する。特に、相談・支援機関の強化・連携や本人に対する支援策については、大幅に新設・拡充するとともに、地域における先進的・積極的な取組への支援を含め、関係者が安心して取り組めるよう、令和元年度補正予算から、令和4年度予算までの3年間で650億円を上回る財源を確保。 本行動計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、オンラインでの相談業務やテレワークの環境整備などに取り組む。あわせて、就職氷河期世代をめぐる雇用情勢が厳しいこ
- とを踏まえ、就職氷河期世代の専門窓口の拡充など、個別の支援策の拡充を図る

相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- きめ細やかな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立 〇 ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援の実施
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立(出口一体型)
- (業界団体等と連携した即効性のある就職支援等) 〇 業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援
- 観光業、自動車整備業、建設業、造船・舶用工業、船員等への新規就業者の確保・育成
- 農業、林業、漁業への新規就業者の確保・育成 求職者支援訓練
- (キャリアアップ・就職に向けたリカレント教育等)
- リカレント教育に関する大学・専修学校等の取組の支援

- 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備 〇 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)
- トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)
- 0 キャリアアップ助成金(正社員化コース)人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)
- 0
- 就職氷河期世代の不安定就労者・無業者を対象とした募集機会の拡大
- 0 採用選考を兼ねた社会人インターンシップの実施の推進 セキュリティ人材のキャリアアップ等の促進
- 0
- 中小企業による多様な人材の確保・活用に向けた支援
- 障害者や生活困窮者向けの農林水産業に関する技能習得研修等の支援 民間ノウハウの活用
- 民間事業者のノウハウを生かした不安定就労者の就職・定着支援 0

個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- - アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
- 地域若者サポートステーションの支援の充実
- 支援の輪の拡大
- ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化
- ひきこもりも事者等によるSNS・電話等による支援の充実 本人の生きる力の回復や自己肯定感を育むための件走型支援・家族支援及び居場所の充実等
- ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進
- 0000年の核合的は終題を抱える世帯への出始的は又接の推進、店場別を含む ボスト青年財を過ぎようとしている者への対応に関する講習開催への支援等 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング
- 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進
- 農業分野等との連携強化モデル事業の実施
- 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進 \cap
- 女性向け就労支援等を行う地方自治体の取組への支援等

- その他の取組 一人一人につながる戦略的な広報の展開
 - 就職氷河期世代等に関する積極的な広報の実施
- 地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策 〇 ふるさとワーキングホリデーの推進等
- 戦略的な求人ツール等を活用した若者人材の移転支援
- テレワークの推進
- 柔軟な働き方が可能なテレワークの全国への普及促進
- 地方への人の流れづくりに資するテレワー
- 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進
- 公務員の中途採用の促進
- 国家公務員の中途採用の促進
- 地方公務員の中途採用の促進
- 労使の取組
- 積極的な採用促進、人材育成の充実、就労や社会参加に向けた取組を 一層推進。

プラットフォームを核とした新たな連携の推進 ○関係者で構成する全国ブラットフォーム、都道府県・市町村ブラットフォームの開催 ○地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した先進的・積極的な取組への支援

- 毎年、全国ブラットフォームにおいて、取組状況のフォローアップを実施し、施策の改善・見直しにつなげる。
 個別施策の見直しに向けて、施策の効果を的確に評価することが可能となるよう、個別施策の支援先のデータの収集・整理に取り組むことにより、原則として、就職氷河期 個別加度税の定国した実績とその他の世代を支援した実績を明らかにする。 世代を支援した実績とその他の世代を支援した実績で明らかにする。 各事業の実施に当たっては、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューとしていく必要があることに鑑み、当事者をはじめとする関係者の声に耳を傾け、地域にお
 - ける施策の運用実態を把握しながら、不断の見直しを行いつつ、取組を進めていく。

今、自治体にお願いしていること

22

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①~③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

・・・支援体制構築 のための取組 (★)

■ 市区町村において取り組むこと

- ▶ 原則、令和3年度末までに、上記①~③ (★)の全ての取組を実施すること
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 (支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施)
 - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

Ⅲ 都道府県において取り組むこと

- ▶ 管内市区町村における①~③ (★)の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること
 - ・管内市区町村における「・ひきこもり支援の取組状況の把握

「市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や 都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携

- ・それぞれの取組の意義に関する理解促進 [市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施]
- ・取組の横展開
- ・庁内及び関係者との調整への支援
- ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能 な体制を構築
- ▶ 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の 部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口 とすることを検討
- ▶ 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- ▶ 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- ▶ 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- ▶ 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- ▶ 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町 村PFを運営する事務局を設置

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況

※ 令和2年5月時点 調査対象 1,741市区町村

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況 相談窓口を明確化している自治体は、

1,741自治体のうち974自治体(55.9%)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20/20 (100.0%)	47 / 60 (78.3%)	448 / 735	459 / 926 (49.6%)	974 / _{1,741} (55.9%)

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(2) 相談窓口の周知状況

そのうち、相談窓口を周知している自治体は676自治体(69.4%)

そのうち、相談窓		(自治体数)			
	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知し ている自治体 数	20 / 20 (100.0%)	41 / 47 (87.2%)	373 / 448 (83.3%)	242 / 459 (52.7%)	676 / 974 (69.4%)
(参考)自治体数 に占める割合	(100.0%)	(68.3%)	(50.7%)	(26.1%)	(38.8%)

(3) 周知の時期(予定)

周知をしていない298自治体のうち、 62自治体が令和2年度中に、14自治体が令和3年度に周知を予定

周知済	令和2年度中に 周知を予定	令和3年度に 周知を予定	令和4年度以降/ 周知の予定なし	合計
676	62	14	222	974

(4) 窓口の周知方法(複数回答)

(自治体数)

..

	①行政機関が発行する広報紙に リーフレット等を折り込み	63
	②行政機関が発行する広報紙に窓 口情報を掲載	453
	③民間が発行するコミュニティ紙 にリーフレット等を折り込み	10
	④自治会の回覧板にて回覧・配布	44
周知方法	⑤訪問してリーフレット等を配布	48
	⑥郵送してリーフレット等を配布	17
	⑦窓口及び関係機関でのリーフ レット等の設置・配布	376
	⑧ホームページで周知	384
	⑨その他※2	154

※2 その他の例・・・ 民生委員等が配布、小・中・高校から配布、 住民あてメールで案内、研修会・講演会等で配布等

24

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果

■実施自治体数 ※()は各区分毎の自治体数に占める割合

※調査時点 令和2年5月 調査対象 47都道府県 1,741市区町村

区分	都道府県		合計			
			指定都市	一般市・区	町村	
自治体数	26 _{/ 47} (55.3%)	371 _{/1,741} (21.3%)	10 _{/ 20} (50.0%)	188 _{/ 795} (23.6%)	173 / ₉₂₆ (18.7%)	397 / _{1,788} (22.2%)

■調査方法 ※()は、調査実施自治体数(n=397)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員	保健師・NPO・事業者	標本調査	全戸調査	その他
	(アンケート・聞き取り)	(アンケート・聞き取り)	(無作為抽出によるアンケー ト)	(アンケート)	(当事者からの聞き取り、住民 からの連絡など)
自治体数	295	87	40	8	17
	(74.3%)	(21.9%)	(10.1%)	(2.0%)	(4.3%)

■調査実施397自治体のうち、95自治体が調査結果を公表

- ○一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- ○調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。
- ※ 令和2年5月厚生労働省調べ。
- ※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置状況

令和2年度末時点で589市区町村(33.8%)が設置済

調査時点 令和3年3月 調査対象 1,741市区町村

(1) 市町村プラットフォームの設置状況

	市・区	町・村	合計
設置している 自治体	300 / 815 (36.8%)	289 / 926 (31.2%)	589 _{/ 1,741} (33.8%)

(2) 既設置の市町村プラットフォームの所管課 (n=537) ※一部所管課の記載がなかった調査票がある。

- ・福祉関係部局が所管課となっている場合が88.3%で最も多い。
- ・保健関係部局、子ども関係部局、教育関係部局、経済関係部局が所管課となっている例や、複数の部局が共同で所管課となっている例もあった。

		所管課の例			所管課の例
福祉関係部局	474	福祉課、保護課、社会福祉課、福祉事務所	子ども関係部局	10 (1.9%)	子ども未来課、青少年育成課、発達支援課
伸伸送冰砂河	(88.3%)	保健福祉課、健康福祉課	教育関係部局	9 (1.7%)	教育委員会、生涯学習課
障害福祉 担当課	12	障害福祉課、精神保健課	経済関係部局	3 (0.6%)	商工観光課、商工業振興課、労働政策課
保健関係部局	24 (4.5%)	健康増進課、保健医療課、保健所	複数部局	17 (3.2%)	福祉総務課 + 児童青少年課 町民課 + 保健福祉課 + ふるさと創生課

※厚生労働省において、調査票に記載された所管課の名称から想定される部局に振り分けたもの。

(3) 既設置の市町村プラットフォームの構成団体

	構成団体													※ 複数回答可					
	ひきこ もり地 域支援C	談支援	就労準 備支援 機関	精神保 健福祉C	保健 所・保 健福祉C	基幹相 談支援C 等	発達障 害者支 援C	地域包 括支援 C	ハローワーク	サポス テ	社会福 祉協議 会	民生・ 児童委 員	社福、 NPO法 人	当事者 会 家族会	学校、 教育機 関	警察署	弁護士 会	保護司 会	企業等
市・区	84	212	133	45	187	136	44	166	157	108	237	129	127	46	134	37	27	14	14
(n=300)	(28%)	(70.7%)	(44.3%)	(15%)	(62.3%)	(45.3%)	(14.7%)	(55.3%)	(52.3%)	(36%)	(79%)	(43%)	(42.3%)	(15.3%)	(44.7%)	(12.3%)	(9%)	(4.7%)	(4.7%)
町・村	33	116	56	34	146	94	33	175	63	56	215	158	95	17	119	57	12	18	30
(n=289)	(11.4%)	(40.1%)	(19.4%)	(11.8%)	(50.5%)	(32.5%)	(11.4%)	(60.6%)	(21.8%)	(19.4%)	(74.4%)	(54.7%)	(32.9%)	(5.9%)	(41.2%)	(19.7%)	(4.2%)	(6.2%)	(10.4%)

※その他として次の回答例があった:医療機関、医師会、児童相談所、司法書士会、商工会議所、商工会、自治会、ボランティア団体 など

26

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて

~ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(通知)~

くひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- ▶ 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進 めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に関係する府省の局長級を参集して設置。
- ▶ 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官 民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- ▶ 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について(依頼)」(10月1日付け構成員連名通知)を自治体あてに発出。

主査 こやり厚生労働大臣政務官 構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長 【構成員】主査 内閣府政策統括官(政策調整担当) 消費者庁次長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省人材開発統括官

農林水産省農村振興局長 経済産業省商務・サービス審議官 【開催経過】

第1回(令和3年6月29日) ひきこもり支援に関する各府省の取組について 第2回(令和3年7月27日) ひきこもり支援の先進的な取組について(滋賀県・岡山県総社市)

第3回(令和3年8月30日) ひきこもり支援の先進的な取組について(高知県安芸市・大阪府豊中市) ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて 第4回(令和3年9月30日)

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(依頼)」(令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知)

【基本的な考え方】

- ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、多様な支援の選択肢を用意することが重要。
- そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資 源による官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。
- 以下の**留意事項も踏まえ、**福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意の上、**効果的なひきこもり支援体制構築** の推進をお願いする。

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る 市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組ん でいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参 加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するも のであり、幅広い行政部局や関係団体が参画 するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

(1)教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築

(2)農業・商工関係機関との連携 農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓

(3)就分支援関係機関との連携 個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配意し、継続的な支援を実施

(4)子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施 (5)消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化

(支援体制構築のための参考資料)

(別添1) 令和4年度概算要求における「ひきこもり支援」関連施策予算

(別添2) ひきこもり支援に先進的に取り組む自治体の事例 ☞本資料の55~58ページ

別添1

令和4年度概算要求における「ひきこもり支援」関連施策予算

ひきこもり支援

• ひきこもり支援推進事業

29.8億円

• ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.5億円

ひきこもり支援実施機関支援力向上研修

0.4億円

子供・若者支援分野との連携

• 子供・若者総合調査

0.6億円

子供・若者支援体制の整備推進

0.5億円

• 子供・若者支援に当たる人材の養成

0.3億円

子供・若者育成支援のための地域連携推進

0.2億円

消費者行政分野との連携

• 地方消費者行政強化交付金

28.5億円の内数

• 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止・回復促進事業

0.6億円

不登校支援

• 不登校児童生徒に対する支援推進事業

2.4億円

精神保健福祉分野との連携

こころの健康づくり対策事業

0.2億円

就労支援分野との連携

• 地域若者サポートステーション事業

46.7億円

農林水産分野との連携

• 農山漁村振興交付金(農福連携対策)

農業連携支援事業、農福連携整備事業

普及啓発等推進対策事業、ユニバーサル農園導入事業

102.1億円の内数

28

ひきこもり支援関係予算

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(令和元年5月29日厚生労働省)に係る 令和3年度予算及び令和2年度第三次補正予算 ※社会参加実現に向けたプログラム関係

- 支援プランでは、きめ細やかな事業展開として、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等への支援 プログラムの展開を図ることとしている。
- このうち、社会参加実現に向けたプログラムに関して、令和3年度予算及び令和2年度第三次補正予算において、以下の事業に必要な経費を計上している。

1 ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信の実施 (新規) 令和3年度予算:1.5億円

地域社会に対してひきこもり支援に関する普及啓発を行い、ひきこもりへの理解促進を図るとともに、支援に関する情報発信を行い、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやす い環境づくりを促進する

より身近な場所での相談支援の実施

1 アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化 令和3年度予算:31.7億円

自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化 令和3年度予算:11.5億円

ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置し、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して 当事者への直接支援を行う

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修 令和3年度予算:1.2億円

自立相談支援機関の支援員向けにひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う ※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材を作成。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 令和3年度予算:5.8億円

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考としたモデル実施を通して、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

都道府県・ 指定都市域 主に市町村域

2 就労支援機能強化事業 (一部新規) 令和3年度予算:6.5億円、令和2年度第三次補正予算:140億円の内数

就労に向けた一定の準備が必要な方等の状態像に合わせ、都道府県による広域での就労体験・就労訓練先の丁寧な開拓・マッチング等を推進する(実施主体について、指定都市や中 核市等を追加。)

また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。このほ p、技能修得に向けた訓練期間中の生計を維持するための貸付を行う。

3 地域におけるひきこもり支援の充実

中高年の者をはじめ当事者個々に適した支援の充実 令和3年度予算:11.5億円※再掲

中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々に適した支援の充実のため、当事者個々が参加しやすい居場所づくりや家族に対する相談・講習会の開催等を実施。

ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実(新規) 令和2年度第三次補正予算:140億円の内数

よるカウンセリング相談やオンラインでの居場所の実施などリモートでのひきこもり当事者等による相談支援等を充実。

社会参加等に向けた支援のための市町村プラットフォーム設置・運営の促進

○都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援 (新規) 令和 2 年度第三次補正予算: 140億円の内数

官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村ブラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

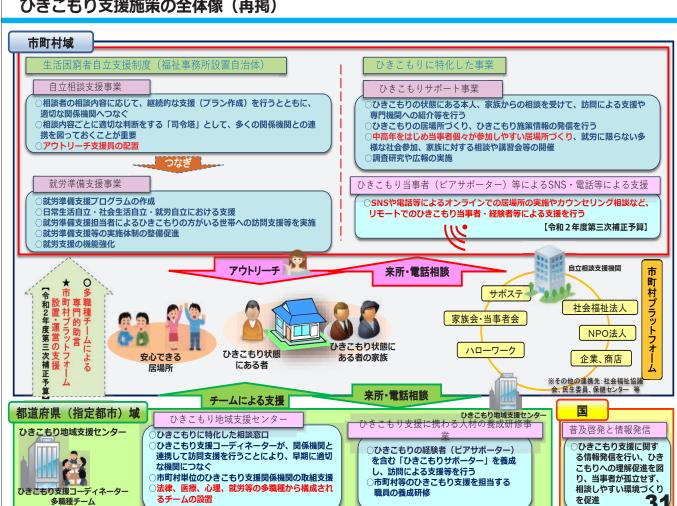
地域共生社会の実現に向けた取組

○重層的支援体制整備事業等の実施 (新規)

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等を実施する。

30

ひきこもり支援施策の全体像(再掲)



アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和3年度予算:31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化(アウトリーチ等の充実)
 - ・【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体:市等補助率:10/10

自立相談支援の機能強化の概要

◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。 ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容 ※ 本事業の実施期間は令和2~4年度とする。

- ア) アウトリーチの充実
 - 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とブラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
- ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施
- イ) 相談へのアクセスの向上
- ○<u>アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等</u>、相談へのアクセスを向上する。

32

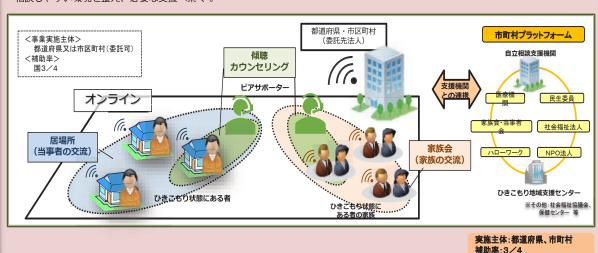
主に市町村域

地域におけるひきこもり支援の充実

ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実

令和2年度第3次補正予算:140億円の内数 ※令和3年度も活用可能

- ◇ 新型コロナウイルス禍においては、感染拡大防止に配慮した居場所等の実施や相談支援が求められている。 また、ひきこもり当事者にとって、当事者・経験者との会話は安心できるものであり、加えて、SNS等を用いたオンラインによる 相談は、対面での相談に比べて相談に対する心理的ハードルが低い。
- ◇ このため、SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等 による支援を充実し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、支援機関への相談に抵抗感を抱くひきこもり状態にある者が 相談しやすい環境を整え、必要な支援へ繋ぐ。



都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援

令和2年度第3次補正予算:140億円の内数 ※令和3年度も活用可能

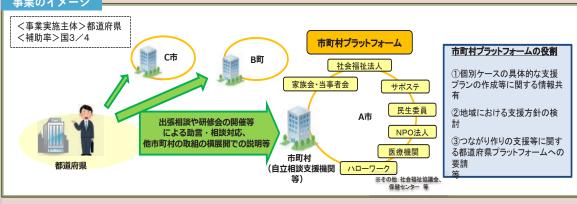
◇ 官民協働で社会参加等に向けた支援に取り組む「市町村プラットフォーム」の設置・運営を促進するため、都 道府県による出張相談や研修会の開催等を実施する。

実施主体:都道府県補助率:国3/4

事業の概要

○ 都道府県による管内市区町村に対する「市町村プラットフォーム」の設置・運営についての出張相談や研修会等の実施により、市町村プラットフォーム設置のノウハウや他市町村の取組事例の横展開を図り、市町村プラットフォームの設置およびプラットフォームを通じた支援を促進する。

事業のイメージ



34

地域就職氷河期世代支援加速化交付金

(内閣府所管)

車業脚亜

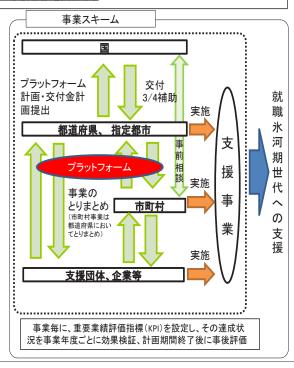
- 就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の関係機関や当事者・支援団体等と連携して、就職氷河期世代の 就労や社会参加に向けた先進的・積極的な支援を行う地方自治体等の取組を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。
- 本年の令和3年度事業(第一次から三次)交付決定において100自治体(47都道府県、20指定都市、33市区町)の139事業に対して 16.8億円を交付決定。11月1日から、随時、令和4年度申請に向けた事前相談を受付中。

事業メニュー(交付金対象例)

- 〇地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
- 〇就職氷河期世代のための総合的なオンライン相談窓口の開設
- ○多様な働き方や社会参加の場の創出
 - ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備
 - ・提供・就労経験が少ない方、育児等により離職をした方と短時間業務(マイクロワーク)を提供する企業とのマッチング 等
- 〇社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- ・広域移動時の交通費の支給等

〇伴走型支援の実施

- ・個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、 就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施
- 〇他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
- ・補助対象範囲を超えた相談員の配置や支援人材養成研修の開催
- ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充
- ・正規雇用化に向けた雇用関連助成金の上乗せ等



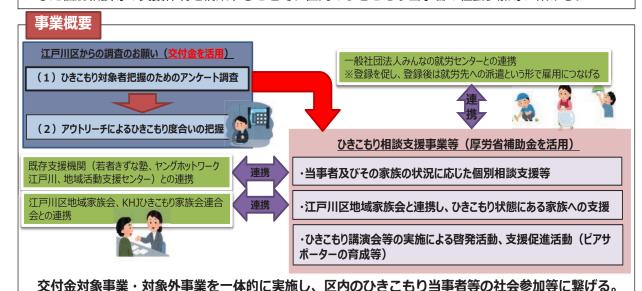




ひきこもり調査・相談支援事業【東京都江戸川区】

交付金対象事業費 11,695千円

○ひきこもり対象者把握のためのアンケート調査により把握できたひきこもり当事者や家族などを対象に した個別相談等の支援体制を構築することで、区内のひきこもり当事者の社会参加等に繋げる。



重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前 (現時点)	令和3年度増加分 (1年目)	令和4年度増加分 (2年目)	計画期間中の 増加分の累計
ひきこもりに係るアンケートの実施による就職氷河期世代の回答数(通)	0	12,788	0	12,788
アンケート結果による就職氷河期世代へのアウトリーチ実施数(回)	0	21,775	0	21,775

36

37

のアウトリーチ実施数(回)



市民の生活状況に関する調査(就職氷河期世代のひきこもりに関する実態調査)【東京都立川市】

交付金対象事業費 4,090千円 (新規)

○ひきこもり状態にある方の実態把握のための調査を実施。アンケートやヒアリングを通じて、支援対象 者の概数やニーズ等を把握し、支援を行う上での体制、内容を検討する際の基礎情報を得る。また、調 査によって得られた情報をもとに、令和4年度に行うアウトリーチ等を通じた継続的支援や伴走支援を 行う多機関共同事業つなげていく。

事業概要 重層的支援体制整備事業 (厚労省補助金を活用) 市民の生活状況に関する調査(交付金活用) ひきこもり状態にある方の概 数、生活状態やニーズを把握 重層的支援体制 現行の仕組み アンケートによる実態調査の実施 高齢・介護 当事者団体、家族会、民生委員等からのヒア ひきこもり状態にある方、 分野 属性を問わな リングの実施 家族への支援 い相談支援、 障害分野 参加支援、地 くらし仕事サポートセンター 域づくりに向 一人ひとりに合わせた相談、援助により自立を支援 連携 子ども分野 けた支援を 立川市社会福祉協議会 -体的に実施 生活困窮 地域の社会資源や支援事業とのコーディネートやマッチング •継続的な伴走支援 分野 地域若者サポートステーション ・多機関協働による 15歳から49歳で就労意欲が認められる者への職業的自立を支援 支援を実施

重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前 (現時点)	令和3年度増加分 (1年目)	令和4年度増加分 (2年目)	計画期間中の 増加分の累計
市民の生活状況に関する調査(ひきこも りに関する実態調査)の回答数	0	3,000	0	3,000
当事者団体、家族会、民生委員等からの ヒアリングの実施数	0	151	0	151
調査結果による支援対象者(家族)への アプローチ数	0	0	20	20

ひきこもり支援モデル事業【秋田県】

交付金対象事業費 2,572千円

○市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と支援体制の充実を取組目標とし、令和3年度は潟上市で モデル事業を実施する。

事業概要

① モデル地域に相談窓口を設置

身近な地域に相談窓口が設置されることにより、相談につながる対象者を増やす。加えて、モデル地域の市民に対して相談窓口の周知とひきこもりに関する理解促進のため広報紙等で普及啓発を行う(※)。

② web会議システム構築

ひきこもりの者はその特性から潜在化しやすく、支援者のスキルも必要なことから、県(地域振興局)とひきこもり相談支援センターが連携してweb等を活用しながら体制を整備し、広報や研修会等を開催することにより相談しやすい環境づくりの気運を醸成する。

③ モデル事業の横展開

これらの相談や支援のノウハウをパッケージ化し、令和4年度以降、 県内他地域に横展開。

※ 普及啓発については、研修参加者や相談窓口来訪者にどういった 媒体を見て事業を知ったのかアンケートを行う等、随時見直しを図る。

	1 24
24	

重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前 (現時点)	令和3年度増加分 (1年目)	令和4年度増加分 (2年目)	計画期間中の 増加分の累計
就職氷河期世代の当事者又は家族の相談件数 【モデル実施市】 (件)	0	30	70	100
相談数のうち他の関係機関による支援や社会 参加につながった件数(件)	0	10	25	35

38

事例②-2 相談体制の充実



就職氷河期世代ひきこもり対策推進事業【山梨県】

交付金対象事業費 3,052千円

○相談につながっていないひきこもり状態のある者に対して、SNSの匿名性、即時性の特徴を活かした 相談を家族会・民間支援団体と連携して実施する。

事業概要

① SNS相談事業

家族会、民間支援団体から構成されるやまなしひきこもり支援コンソーシアムがLINEを活用したSNS相談事業を実施する。

ひきこもり地域支援センターの対応終了となる16 時以降の受け皿の拡大及び昼夜逆転状態にあるひき こもり当事者からの対応を可能とするため、相談時間を16:00~21:00で設定する。

② ひきこもり支援対策広報事業

情報の入手しやすさを考慮したWebメディア (SNS広告、ディスプレイ広告)を活用したひきこ もり支援関連情報の発信を行う。



あなたやご家族の悩みを相談してみませんか 山梨県ひきこもり地域支援センター tel.055-254-7231 で相談はこち

ひきこもり支援の課題

- ・40歳以上の中高年層は相談につながりにくい
- ・中高年層は家族からの相談割合が低下



本人へのアプローチの重要性

- 〇官民協働による方策
- SNSを活用したオンライン相談
- ・積極的な周知・広報、支援情報の提供



社会との接点・つながりの充実により、 社会参加に繋げる

	事業開始前 (現時点)	令和2年度増加分 (1年目)	令和3年度増加分 (2年目)	令和4年度増加分 (3年目)	計画期間中の 増加分の累計
LINEの友達ユーザー数(人)	0	15	100	100	215
ひきこもり地域支援センターが 実施する集団支援プログラムへ の参加者数(人)		1	8	16	²⁵ 39

ひきこもり状態等にある方の就労支援充実【神戸市】

交付金対象事業費 13,600千円

○2020年2月に設置した「神戸ひきこもり支援室」を本格稼働させ、電話等による相談に加え、相談 員による家庭訪問や医師等専門職で構成する専門チームの派遣、関係機関とのネットワーク構築による 情報の一元化等を行うことで、早期支援や長期化の防止を目指す。

事業概要

- ①専門チーム派遣のための、訪問相談支援員及び区支援員の配置、支援人材養成研修の実施
 - ・症状が重篤な場合等に対応するため、専門チームを派遣。
 - 訪問相談支援員等を配置し、各区で定期相談会を行う。
- ②居場所づくりの支援
 - ・社会参加のきっかけを作るため、安心して参加者と交流できる場を設置。
- ③地域若者サポートステーションにおける心理カウンセリングの実施
 - ・臨床心理士を配置し、メンタルヘルスに関する相談や心理判定等を行い、 サポステの適切な支援プログラムへとつなげる。



重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前 (現時点)	令和2年度増加分 (1年目)	令和3年度増加分 (2年目)	令和4年度増加分 (3年目)	計画期間中の 増加分の累計
ひきこもり状態にある就職氷河期 世代の方のアウトリーチ型の相談 (人)	0	24	24	24	72
地域若者サポートステーションに おける心理カウンセリング実施件数 (人)	0	40	60	80	180

40









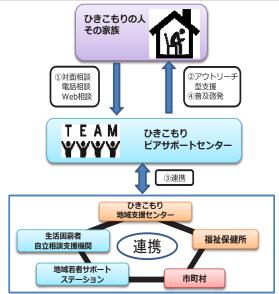
就職氷河期世代のひきこもり対策推進事業【高知県】

交付金対象事業費 7,490千円

○相談窓口の多様化を図るため、就職氷河期世代の元ひきこもり当事者が中心となったピアサポーターに よるひきこもりの人や家族へのピア相談、アウトリーチ型の訪問支援等を行う。※ピア…同じ立場・背景の仲間の意

事業概要

- ① 就職氷河期世代のひきこもりの人及び家族へのピア相談支援
- 週5日開所する対面相談窓口の開設、随時の電話相談、Web相談 窓口の設置、ファイナンシャルプランナーによる家計相談
- ② 就職氷河期世代のひきこもりの人へのアウトリーチ型支援
- 相談者の意向を踏まえ、ピアサポーターが家庭訪問によるピア相談 を実施し、居場所への誘因を図る。
- ③ 福祉・サポステ・ひきこもりの人の居場所その他の支援機関と連携 した支援
- ・ 社会参加につなげるための他の支援機関へのつなぎや支援の受入等
- ④ 就職氷河期世代のひきこもりの人への正しい理解を普及するための 啓発活動
- ・ リーフレットの作成、新聞広報、ホームページの整備等



重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前 (現時点)	令和2年度増加分 (1年目)	令和3年度増加分 (2年目)	令和4年度増加分 (3年目)	計画期間中の 増加分の累計
就職氷河期世代(34歳〜49歳)のひきこもりに関する新規相談件数 (当事者、家族、支援者等から受けるもの)(件)	0	20	35	50	105
就職氷河期世代(34歳〜49歳)のひきこもりに関する延べ相談件数 (当事者、家族、支援者等から受けるもの)(件)	0	300	525	750	1,575
就職氷河期世代(34歳〜49歳)のひきこもり当事者の居場所等への参加や関係機関 (福祉事務所、自立相談支援機関等)による対応につながった件数	0	10	27	43	80

ひきこもりの居場所及び居場所へのつなぎ資源確保事業【兵庫県】

交付金対象事業費 4,974千円

○就職氷河期世代におけるひきこもりの状態にある方への支援を充実する観点から、県内の居場所拡充や 自宅から居場所へのつなぎ支援のための人材養成研修を実施する。また、多様な居場所を確保する観点 からインターネット環境を活用した電子居場所を設置する。

事業概要

①居場所拡充に向けた人材養成研修

・県内NPO法人職員等を対象に、居場所の運営やひきこもり状態にある方への支援に関する知識・技術等に関する 研修を実施。

②自宅から居場所へのつなぎに関わる人材の育成

- ・当事者支援につながらないケースに対応するため、家族を介して当事者支援を行う家族支援プログラムの実践者 及び、実践者と協力して居場所へのつなぎ支援を実施する支援者を育成する研修を実施。
- ・家族支援プログラムの効果検証及び改善に取り組む。

③多様な居場所(電子居場所)の設置促進

・現実の居場所へ至る前段階として、インターネット環境を活用した電子居場所を設置し、自宅にいながらでも社会とつながることができるよう支援。

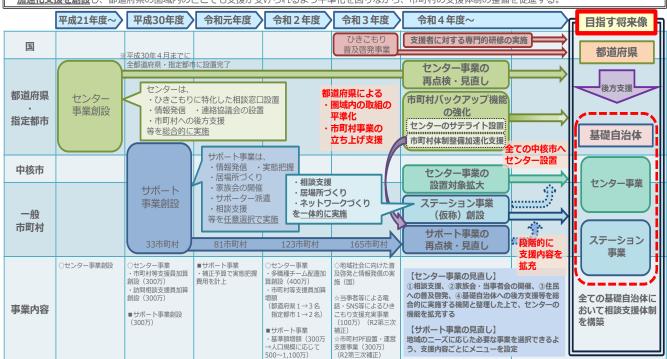
重要業績評価指標 (KPI)	事業開始前 (現時点)	令和2年度増加分 (1年目)	令和3年度増加分 (2年目)	令和4年度増加分 (3年目)	計画期間中の 増加分の累計
居場所を設置する市町数	3	3	24	11	38
族支援プログラム(CRAFT)の 践者及び支援者研修延べ受講 者数		100	150	150	400

42

令和4年度予算 概算要求

ひきこもり支援のロードマップ

- ○ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」(以下「センター」という。)の設置を進めてきた。
- ○基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実**がより強く求められている。
- ○これを踏まえ、①**センターの設置を中核市や一般市町村に拡大**す<u>るとともに(将来的には全ての中核市への設置を目指す)</u>、②基礎自治体における新たなメニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「<u>ひきこもり支援ステーション事業(仮称)」を創設する</u>。
- ○また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。
- ○更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①**市町村と連携したセンターのサテライトの設置**と、②**小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設**し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施(平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更)

43

ひきこもり支援の充実と推進(地域における支援体制図) 4年度概算要求額:31.7億円 (3年度予算額:13.0億円) 都道府県(指定都市)域 都道府県・指定都市 都道府県による ひきこもり地域支援センター 市町村事業の立ち上げ支援 《事業内容》 ①市町村と連携したセンターの (指定都市) ■ヤンター機能 後方 サテライトの設置 行政区 ①コーディネーター (2人以上) による相談支援(窓口周知) 支援 (電話、来所、必要に応じて訪問) 市町村へ相談支援体制が引き継がれるこ ②居場所づくり ③連絡協議会の設置 (ネットワークづくり) とを前提に、都道府県と市町村が連携し ④家族向け勉強会・当事者会の開催 ⑤サポーター派遣 て支援体制の弱い地域へひきこもり地域 ⑥民間団体との連携活動 ⑦住民等への講演会・研修の開催 支援センターのサテライトを有期で設置 〔事業概要〕 ⑨市町村(行政区)・支援機関に対する後方支援 補助率: 国1/2、都道府県1/2 ○サテライトの設置は有期(原則2年) ■人材養成研修事業 ○市町村への相談支援体制の移行の際に、 国が実施する人材養成研修 ⑩関係機関職員人材研修の実施 市町村の連携の枠組みを維持して複数 市町村が事業を共同実施することも可能 ⑪サポーター養成研修の実施 ・ひきこもり地域支援センター職員 後方支援 連携した事業の 市町村の相談窓口職員 立ち トげ支援 般市町村 -般市町村 ひきこもり支援 🌆 👊 C村· ひきこもりサポート事業 ステーション事業(仮称 ※2以上の自治体による共同実施も可 ②小規模市町村等における ※2以上の自治体による共同実施も可 体制整備の加速化支援 地域のニーズに応じて下記の 市町村のひきこもり支援事業の実施を惹 ①相談支援(窓口周知)①~③は 事業を任意に選択して実施 起するため、支援終了後も市町村が継続 ②居場所づくり ①相談支援(窓口周知) 移 して事業を実施することを前提に、財政 移 ③ネットワークづくり ②居場所づくり 的に厳しい小規模市町村等に対して、財 行 行 4家族向け勉強会・当事者会の開催

·般市町村 ひきこもり地域支援センター 《将来的に、全ての中核市への 設置を目指す 《事業内容》 ■センター機能

玉

①コーディネーター (2人以上)に よる相談支援(窓口周知) (電話、来所、必要に応じて訪問) ②居場所づくり

- ③連絡協議会の設置 (ネットワークづくり) ④家族向け勉強会・当事者会の開催 ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動 ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ■人材養成研修事業

8実熊把握

⑩関係機関職員養成研修の実施 ⑪サポーター養成研修の実施

③ネットワークづくり

④家族向け勉強会・当事者会の開催 ⑤サポーター派遣 6民間団体との連携活動 ⑦住民等への講演会・研修の開催

■人材養成研修事業 ⑪サポーター養成研修の実施

8実態把握

政支援と支援ノウハウの継承をセットに した立ち上げ支援を有期で行う

(事業概要) ○補助率: 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 「参考」サポート事業等 国1/2、市町村1/2

○有期(原則2年)の支援期間終了後、 市町村(複数市町村による共同実施も可 能)が事業を継続実施

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

市町村域 444

自治体のひきこもり支援の取組例

⑤サポーター派遣

■人材養成研修事業

⑧実態把握

6民間団体との連携活動

⑦住民等への講演会・研修の開催

⑪サポーター養成研修の実施

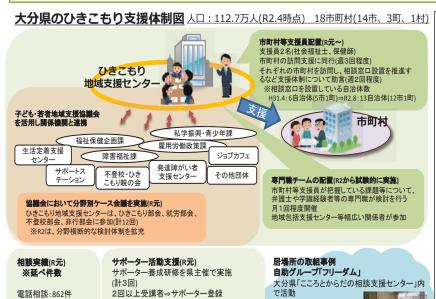
ひきこもり地域支援センターの取組例(大分県)

- 〇平成19年度に設置した「青少年自立支援センター」を、平成21年度からひきこもり地域支援センターとして運営。 平成29年度からはNPO法人おおいた子ども支援ネットに委託して実施。
- 〇平成27年度に、ニートやひきこもり、就労等社会的自立に対するワンストップ窓口として、「おおいた青少年 総合相談所」を設置。

※子ども・若者総合相談、ひきこもり地域支援センター、サポステ、児童養護アフターケアセンターを一体的に運営。

〇平成29年度から令和元年度にかけて、県単独の委託事業として、「不登校・ひきこもり親の会」の新規立ち 上げ・運営支援を実施。

※生活圏域の中で親の会に参加できるよう、新規立ち上げを推進。(H28:11団体⇒R元:15団体)全15団体が参加し情報交換等を行うネットワークが活動中。



2回以上受講者⇒サポーター登録

市町村ごとに派遣可能なサポーターリスト

自治体が独自で行う研修会等に活用。

R元登録者数:30名

を作成し、市町村に提供

電話相談:862件

来所相談:277件

実訪問人数:63人

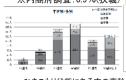
訪問支援件数:211回

ひきこもり実態調査結果(H30.4実施)

調查方法

県内の担当地区を持つ民生委員・児童委員 全員に対するアンケート

調査結果:(有効回収率69.9%) 該当者総数:637人 人口に占める割合:0.06% ※内閣府調査:0.9%(狭義)



IOTEL SIL

ひきこもり状態にある方の高齢化、長期化 の傾向が見られる

- ⇒県庁関係部局から構成されるひきこもり対策 プロジェクトチームを設置(H30.8-H30.12)
 - ・相談機関の役割の明確化と相談支援の充
 - 市町村等地域との連携
 - ・支援の充実と関係機関とのネットワークの 強化

を図る

ひきこもり地域支援センターの取組例(堺市)

当事者が自主的に運営

月1回、参加料無料

フリートーク、映画鑑賞など

- ○平成18年に「こころの健康センター」を開設して、ひきこもりの専門相談を開始。その後、グループワークや家族教室等の取組を実施。
- ○平成23年5月にこころの健康センター内に、ひきこもり地域支援センター(成人期:15歳以上)を開設し、ひきこもり相談専用電話を 設置。その後、ひきこもり市民講演会やひきこもりサポーター養成、派遣等、取組を拡大。
- 〇令和2年度に、8050問題等への対応のため、ユースサポートセンターとの分担を見直し、対象年齢を40歳以上に見直した。
- 「〇平成23年1月に、堺市ユースサポートセンター(子ども・若者総合相談センター)を開設し、ひきこもり地域支援センター (児童期:0歳~39歳)の運用を開始。

ひきこもり

◆こころの健康センター(成人期)

精神保健福祉士、心理士、保健師が

地域支援センタ

〇令和2年度に、8050問題等への対応のため、こころの健康センターとの分担を見直し、対象年齢を0歳~49歳に見直した。

人口:831,949人(令和2年10月末時点) *ひきこもり状態にある方の推計値 ・満40~64歳: 4,000人 ○電話・来所・訪問による個別相談・ケースワーク 相談宴籍(令和元年度) ◆相談実人数 令和元年度 577 ▲相跡延べ件数実績 会計 電話 来所 家庭 所外 手紙 メール 相談 訪問 面接 ^{令和元} _{年度} 4,996 1,236 2,999 224 199 60 278



〇情報発信 市広報、HP、リーフレット **○普及啓発** ・出前講座、講演会、支援者向け研修

〇子ども・若者地域支援協議会を活用した関係機関との連携

·相談機関、就労機関、教育関係機関が参加する協議会 ·実務者会議(令和元年度実績:6回)、代表者会議(令和元年度実績:1回)

〇ケース支援を通じた関係機関とネットワークづくり

◆ユースサポートセンター(児童期)

・困難を有する子ども、若者、ご家族等の

地域包括支 援センター 地域若者サポー トステーション

障害者就業・生 活支援センター

堺市生活·仕事



〇多様な主体と連携した社会参加支援

- ・生活・仕事応援センター ・若者サポートステーション
- ・障害者基幹相談支援センター
- 障害者就業・生活支援センター 等
- 〇就労以外の社会参加支援

- ・ピアサポーター
 ・ボランティア

 ・健康維持
 ・自助組織運営(OBOG会)

 ・家族介護
 ・職業訓練求職活動等

〇本人へのグループワーク「サカイ式すべらないグループワーク(SSG)」

- 帯版のフルーフ・ トロシー メイドのイベントの集合体として実施 ・体験ボランティア ・学びの講座 ・健康保持 ・園 ・民場所 ・女性のみのGW ・サポーター企画 など
- ※ 令和元年度実績:139同開催, 延べ参加数612名

〇家族教室

基礎知識 ・アンガーマネジメント ・生活の知恵・体験談 など

〇家族交流会(分かち合い)

〇ピアサポーター養成 ・堺市ユース・ピアサポーター養成派遣事業(H25~) ※令和元年度までの累計 養成者数:36名

市町村におけるひきこもり支援の取組例(北九州市)

- 〇平成21年度に、北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」を開所。「すてっぷ」への相談件数は年々増加しており、困難ケースも増加。 令和2年度から、各区役所等関係機関との連携強化を図るための職員を1名配置。
- ○「すてっぷ」では、ひきこもり相談支援コーディネーターによる電話・来所・訪問による相談支援や、フリースペース(居場所)等を実施。居場所は、民間のネットワー ク「縁が輪ネットワーク」と連携し、幅広い世代を対象としたものや、40歳代以上の方に限定したもの等を設け、個々の支援対象者に応じて対応。
- 〇平成29年度からは、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)のギラヴァンツ北九州と共同で「ギラヴァンツオープンマインドプログラム(GOP)」を実施し、ひきこもりがち な方を対象に、サッカー観戦や運動体験、ボランティア体験等の社会参加の場づくりを実施。

人口:943.793人(登録人口) (令和3年1月末日時点)

相談支援

· 臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士 、来所相談、電話相談、訪問相談を実施。 ・当事者、家族、友人、親戚、関連機関からの 相談を受け付ける。

【相談実績(件)】

H27 H28 H29 H30 R1 1,518 1,975 1,920 2,288 2,485

子ども・若者支援 精神保健福祉 **隨害者就業**• 親の会 地域協議会 生活支援センター センター 門司区 小倉北区 小倉南区 若松区 八幡東区 八幡西区 戸畑区

福岡県ひきこもり 支援者等ネットワーク

連携

広報事業 ・HP (随時更新)・事務局ブログ(随時更新) ・メール配信 (1回/月)

・パンフレット・チラシの配布 ・Café☆Tera、かふぇ☆バロンの情報発信 等

ひきこもり地域支援センター 「すてっぷ」

社会参加に向けた支援

※NPO法 人 へ季封

企画·協力

縁が輪ネットワーク

地元企業や農園経営者、寺住職、主婦など地域 の様々な人で構成された民間ネットワーク 地域の力を借りた居場所づくりやイベントを実施

フリースペース(居場所)

- ◆やわらかカフェ:毎调 火・木
- <「縁側ネット」との共催フリース・
- ◆Café☆Tera (月2回 不定期) ・地域支援者(お寺)が、本堂をフリースペース
- として開放。 月1回、インターネットラジオにて、マスターと 参加者によるカフェトークを配信。
- ◆かふぇ☆バロン(月1回 不定期)
- ・地域支援者が、自宅をフリースペースとして 開放。参加者みんなで料理を作って食べる イベント。
- みんなで手間をかけて作った料理を食べる 達成感が人気。
- <40代以上限定フリースペース>
- ◆8K (月2回 不定期)
- ・40代以上の専用のフリースペース。
- ・当事者が孤立せず、横のつながりを作る。
- ・就労に対する不安が強い方への段階的な 就労体験。
- ・2ヶ月に1回程度、飲み会を開催。

イベント・譜座 ◆やわらかひだまりカフェ >「やわらかカフェ」の拡大版

- ◆女性限定フリースペース
- 「レディースカフェ」
- ◆講座・シンポジウム >専門家や当事者・家族等が登壇

クラブ活動

- ◆イラスト部:隔调(月/1~3回)
- ◆合唱部 >課外活動、高齢者施設の慰問
- ◆写真部:
- >訪問先:長崎街道,植物公園, 花火大会、写真カフェの開催など



- Ш,◆デジタルエ房 ≻イベントのチラシ作成
- ◆アニソンカラオケ大会 >アニソンのカラオケ大会

ギラヴァンツオープンマインドプログラム

プロスポーツチーム(ギラヴァンツ北九州)との共同で、 -ツを通して、体を温め、心を開き、参加者同士が繋がり 社会復帰へのきっかけづくりを目的とするプログラム

「観る」(観戦体験)

心の什組みやサッカー観戦の 講座を実施。解説を聞きながらのギラヴァンツ北九州を応援。

「する」(運動体験)

ギラヴァンツ北九州のコーチの 指導による運動プログラム

「支える」(ポアンティア体験)

試合の際に、スタジアム内のゴ ミの回収やゴミステーションの





市町村におけるひきこもり支援の取組例(北海道石狩市)

- 〇平成24年度に、若者のひきこもりやニートが社会問題化していたことを背景に、「石狩市若者相談支援事業」をNPO法人(障がい者相談支援事業者)に委託して 開設。39歳までを対象とした若者支援と障がい者の相談支援を開始する。
- 〇平成26年度に、石狩市こども・若者支援地域協議会を設立。障がい者の相談支援を分離し、若者支援に特化した相談窓口をNPO法人ジェルメ・まるしぇに委託 して「相談室まるしぇ」を開設。
- 〇令和2年度に、「8050問題」が社会問題化したことを背景に、相談の対象年齢を64歳まで引き上げ、子ども・若者に限らないひきこもり、不登校などの悩みを抱え る方の相談や居場所づくりをNPO法人ジェルメ・まるしぇに委託して「石狩市ひきこもりサポートセンター」を開設。(国補助金「ひきこもりサポート事業」等を活用)
- 人口:58,282人(令和2年12月末日時点)
- *ひきこもり状態にある方の推計値
- 約200人(平成30年市調査)

相談窓口

- ・不登校・ひきこもり状態の方やその家族の相談支援 を実施(電話相談、来所相談、訪問相談)
- ・臨床心理士・精神保健福祉士等の専門の資格を持つ た支援員が、ひとり一人の事情や思いに寄り添い、 -ダーメイドの支援を実施。

【対応件数(延べ件数)】

※「白立相談支採事業」(国負担金)を任						
545	590	447	415	689	1,206	l
H26	H27	H28	H29	H30	R1	ı

石狩市ひきこもりサポートセンター



教育支援 広聴·市民 生活課 商工労働 子ども相談 市 センタ 観光課 保健推進課 福祉総務課 **瞳がい福祉課** こども・若者支援地域協議会 児童相談所社会福祉協議会民生·児童委員

保健所 福祉事業者

警察

医療機関 ハローワーク 保護司会

多様な居場所づくり

青年期グループ

- ・10代後半からの青年期が対象。週1回1時間30 分実施
- ムやスポーツ、おしゃべり。 ・小人数で



◆利用者の声◆ 沈黙が痛くない場所。 自分に少し自信がつ き、アルバイトなど诵う 前はできなかったこ ができるようになった。

中高生グループ

中高生が対象。週1回1~2時間実施。 ・少人数でゲームや外出。



◆利用者の声◆ まるしぇに来るといつ も落ち着く。 思いやりがあって楽し

女性グループ

·女性が対象。週1回1時間30分実施。 カフェでケーキを食べながらおしゃべり。



◆利用者の声◆ 女子会に参加してから 外出へのハードルが下 がり、人とのコミュニ ケーションがとても楽しく

・少人数でゲームやお しゃべり。

・30代以上が対象。

•月2回1時間30分実施。

中高年グループ

不登校の方、ひきこ もり状態にある方の 家族の集まり。

親の会

・それぞれ月1回2時 間実施。

週3回1~2時間実施。 ・地域の方や退職教員の

方が学習をサポート。 学校を長期に休んでいた 方の学び直しや、高卒認 定資格の取得などの目 的でも利用。



※「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」 (国補助金)を活用

学習室ペパン

お仕事練習喫茶まるくる

·週1~3日半日程度実施。 アルバイトや就労の前に働 〈準備・練習を行える場



子ども食堂 (まるくるこどもCafe)

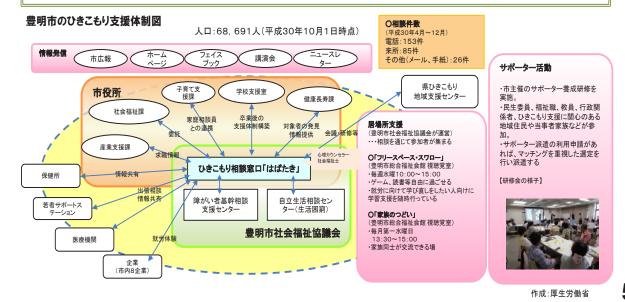
·月1回開催。



事業交付金」(市交付金)を

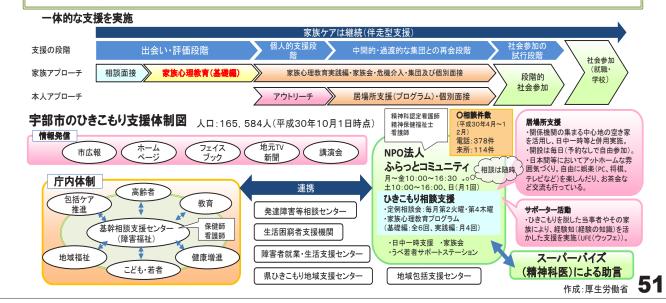
市町村におけるひきこもり支援の取組例(愛知県豊明市)

- 市役所内に相談窓口を設置(市社会福祉協議会に委託)。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門 職が相談に対応。
- つ 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直し を希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先(社会福祉協議会)が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。



市町村におけるひきこもり支援の取組(山口県宇部市)

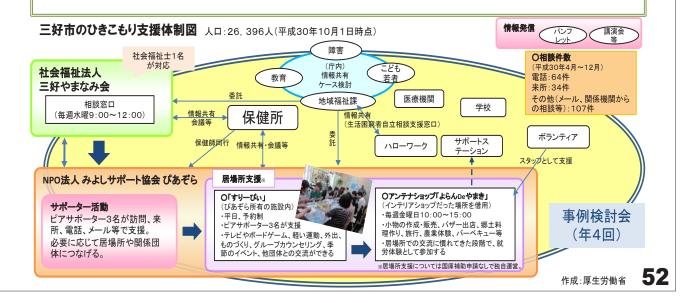
- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議(月1回)を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施(精神保健福祉士、看護師が相談に対応)。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受ける中、ひきこもりに関する相談も受け 付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守る中、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職(精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師)がサポーターに登録し、派遣(アウトリーチ支援を含む)されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会など、家族のニーズに合わせたグループでの相談会(家族心理教育実 践編)を開催している。



50

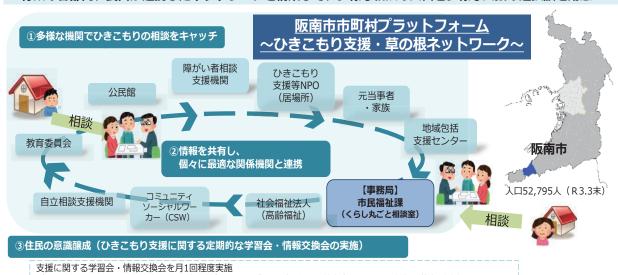
市町村におけるひきこもり支援の取組例(徳島県三好市)

- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会びあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースがつながることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関(医療機関、学校、サポートステーション等)で事例検討会(年4回)を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象 者の早期発見を促している。
- サポーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアサポーター3名(専門職ではないがNPO団体での支援経験あり)が活動。 訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターの活動が中心となっている。
- 〇 ぴあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアサポーターが運営。「すりーぴぃ」での活動に慣れてくると、就 労体験としてアンテナショップ(週1回)に参加するなど社会参加の機会を増やしている。



大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ~ひきこもり支援・草の根ネットワーク~

- ■大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、 共生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、 令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- ■市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、 行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の入口と多様な支援の選択肢を用意



〈テーマ〉ひきこもり元当事者から学ぶ、地域における「居場所」作り、社会資源の活用と事業運営(継続支援)等

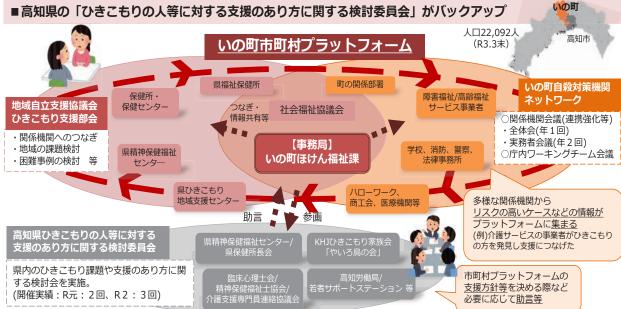
厚生労働省作成

プン ポイント ・イベント(ひきこもり支援実践講座)を契機としたプラットフォーム(ネットワーク)の構築

・NPO法人が運営する居場所の利用、民間事業所での就労体験など、個々に最適な支援を提供できる 多様な関係機関との連携

高知県いの町の市町村プラットフォームの取組

- ■高知県いの町では、従来から設置していたネットワーク「地域自立支援協議会(ひきこもり支援部会)」と 「いの町自殺対策機関ネットワーク」を、就職氷河期世代支援の市町村プラットフォームとして活用
- ■双方のネットワークの多様な関係機関による連携の下、様々な社会資源を活用できる支援体制を構築
- ■高知県の「ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会」がバックアップ



ポイント

支援を実施

- ・既存のネットワークを活用したプラットフォームの構築
- 「いの町ほけん福祉課」がハブとなって、双方のネットワークの関係機関を活用
- ・高知県の検討委員会のメンバーによるバックアップにより、分厚い支援体制を構築

54

厚生労働省作成

教育分野と福祉分野の連携 -滋賀県-

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童 生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。



【滋賀県概要】 人口: 1,418,886人 (R3.1.1時点) 自治体数:13市6町

滋賀県「令和2年度滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果

- ◆ひきこもり推計数:約1万3千人 (若年層:約6千人、中高年層:約7千人) 全人口に占める割合は0.9%
- ◆支援を必要とする方のうち、不登校の経験は**約6割**にみられ、傷つき体験(いじめ被害、虐待)は**約3割**にみられた。
- ◆何らかの精神疾患がある方は約4割、発達特性の指摘を受けたことがある方は約3割を占める。

【学校での支援フロー】 連携したいが・ 仮に留まる場では学校 1. 県立学校において、 児童生徒の不登校事案など の対応が必要な事案が発生 学校外への連携に壁 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定 ♀ポイント(連携を容易に **(1)** 協定のおかげで、学校 2. 必要に応じて市町立学 側が県や市町に協力を 校(出身校)、市町福祉部局、 県福祉部局等の関係機関へ 協定締結 連絡 小中学校 保護者 情報共有・ケース会議 3. 必要に応じて関係機関 県立高校 で情報共有やケース会議を 福祉部局 実施 市町立小中学校 市町 〔出身校〕 福祉部 支援 4. 関係機関が連携した

【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のな い支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定 を締結し、**県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて**、支援を必要とする**児童** 生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組。令和3年4月に運用開始。

(支援対象者)

- ・不登校および不登校傾向にある者
- ・発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・中途退学および転学等が心配される者

・その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援 を要すると認められる者

(令和3年度の実施市町) 14市町(全市町数19) ----

・ 市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要 望を受け、**県庁が主導して枠組みを検討**。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育 委員会へ、説明を重ね、**広域での取組を実現**。

協定のおかげで情報共有がスムーズ になり、**県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった**。

【協定締結自治体における実際の支援事例】

- 令和3年4月に高校に進学した生徒に ついて、高校から市の発達支援部局に対 して協定に基づく連携の申し入れ。
- 2. 市の発達支援部局が学校を訪問し情 報共有。
- 3. 生徒がGW明けから登校できていなかっ たため、市の発達支援部局が本人との面談 を実施。担任、保護者に情報を共有。
- 高校と市の発達支援部局が協力して、 高校での生徒の様子等を資料にまとめ、 市の発達支援部局から医療機関につない だ結果、医療機関で診断を受け、治療が 開始。
- 5. 市の発達支援部局、保護者、学校の3 者でケース会議を実施し、家庭と学校で できる取組を確認。
- ※その後、県教育委員会と市の発達支援部局 の関係性が構築され、市の発達支援部局が 講師となって、高校教員に対する「合理的 配慮」に係る研修会を実施。

○ポイント(相互理解の促進) 連携をきっかけに、高校(県教育委員会)と市の福祉部局の関係が構築され 高校に、福祉的支援の知識やノウ **八ウが広がるきっかけに**なった

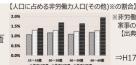
就労分野と福祉分野の連携 -大阪府豊中市

〈ポイント〉一人ひとり抱えるハードルは様々。ひきこもり、困窮者など属性にとらわれることなく、様々な制度、 事業を活用して、一人ひとりの適性や意欲に合わせたオーダーメイドの就労支援を実施。



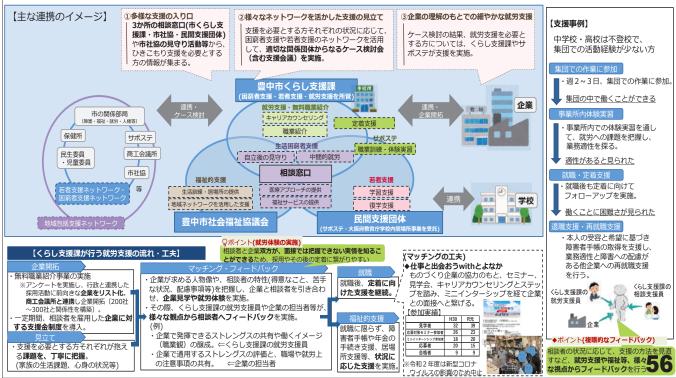
人口: 408.736人(R3.4.1 時点)

◆平成28年度実施「若い世代の生活に関する調査」 豊中市内在住の満15歳から39歳までの方から無作為抽出して調査 15歳~39歳のひきこもり郡の推計人数2,530人 出現率: 1.63%(国調査は1.57%)



※非労働力人口(その他)…通勤・通学、 家事のいずれもしていない人 【出典】国勢調査

⇒H17からH27にかけて年々増加



基礎自治体におけるひきこもり支援の取組 一岡山県総社市-

〈ポイント〉総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市事業として積極的な ひきこもり支援を展開。(総社市社会福祉協議会に委託して実施)



■ 事業(委託)内容

①相談支援窓口(ワンタッチ運営)、②サポーター養成、③居場所づくり(ほっとタッチ, ほっとタッチぽえむ運営)、 ④実態把握、⑤社会参加・就労への支援(社会福祉士等専門職2名による支援)、⑥関係機関との連携

■委託費

民生委員・ 福祉委員向け

検討委員会

R 3年度:19,367千円(国事業ひきこもり支援推進事業5,000千円,単市14,367千円) (委託費の主な内訳)

- ・人件費 (職員1.5+臨時1) … 約10,000千円

ひきこもり支援センター 「ワンタッチ」設置と運用のプロセス

H28.10~H29.3

H29 4

ひきこもり支援等検討委員会による検討(センター設置に向けて準備)

支援対象者の実態把握

実態把握から得られたデータ分析

ひきこもり 支援センター 「ワンタッ チ」設置

ひきこもり支援等 検討委員会 (運用・計画審議等) センター事業運用

常設の居場所「ほっとタッチ」開設(H30.2) 市役所・社会福祉協議会のそばの一軒家を 借り上げ、常設居場所を開設 居場所「ほっとタッチ」等での支援は、専門職に加え 「ひきこもりサポーター」の力を借りて実施

ひきこもりサポーターの養成 (R3.6末の登録者数: 75人) ひきこもりサポーター養成講座を年5回実施 (R3は3回)

(当事者・家族・ボランティア等が参加) サポーター定例ミーティング (活動を共有し新たな発見等に繋げる)

家族会「ほっとタッチの会」設立(H30.8)

当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理 解を深めながら交流を図り、リフレッシュできる 場をつくり、ひきこもり家族の「孤立」を防ぐ

「居場所」を活用し、毎月1回活動。 (令和3年6月末時点:13家族が参加)



2 箇所目の常設の居場所 「ほっとタッチぽえむ」開設 (R3.4)

古民家 (一軒家) を借り上げ

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委 員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収

支援実績(平成29年4月~令和3年6月) ■実相談者数:354人

(10代:79人、20代:68人、30代:72人、40代:61人、 50代:30人、60代以上:18人、不明:26人) 〈主な相談経路〉

・本人による相談 132件 (対面114件、電話13件、メール5件)

- ・家族のみによる相談 118件
- ・民生委員からの相談 38件

■延べ相談件数:14,907件

・訪問:3,003件 ・来所:6,086件

【把握人数】207人

- ・雷話:4.951件
- ・その他 (メール、手紙):867件

支援事例

50代後半の男性

(支援前の状態) 離職・転職を繰り返し、対人関係から 退職。約4年間、ひきこもり状態。 (支援内容) センター職員が週1回の自宅訪問を繰り返

して相談支援を実施。少しずつ、センター職員ら と一緒に福祉施設のボランティア活動を体験。 (結果) その後、センター職員も同行しながら求職活動

1) その後、センダー戦長ロビリコン・800 このでは地域の清掃活動やお祭りにも参加。

農業分野と福祉分野の連携 -高知県安芸市-

〈ポイント〉福祉部局と農業部局の求める方向性が一致し、密な連携へ。 双方の厚い理解・支援のもとで、継続して農業に就労する方が増加。



【高知県安芸市概要】

人口: 16,716人(R3.3.31時点)

派来の工女性来 ※第1次産業が全産業に占める割合:27%(2015年国勢調査) ※農業就業者が就業者全体に占める割合:25%(2015年国勢調査) 主な作物:ナス、ピーマン、ユズ、水稲など



【農福ネットワーク構築の経緯】

福祉 <農業を就労先の一つに>

◆平成25年、高知県安芸地区の自殺 死亡率の高さを契機に、<u>様々な機関</u> が集まる自殺対策ネットワークを構

〇ポイント (多様な機関の参画)

多様な分野の機関が、お互いの機関を理解し相談し協働できる体制を構築

◆平成29年、自立支援協議会に就労 支援専門部会を設置しひきこもり当 事者等のケース検討から課題を抽出。 庁内横断的に課題を共有・検討する -ム会議にてひきこもり支援の関 係部局間の役割・方針を検討。

農業 <人材確保・定着を目指して>

- ◆慢性的な労働力不足、農業人口の高齢化 ※平成27年度の農業就業人口に占める65 歳以上の者の割合・・・45.3%
- ◆平成26年、コミュニケーションに苦手意 識を持つAさんに、ハウス建設のため土地 の石拾いの仕事を依頼したところ、毎日 コツコツ取り組むことが農家の助けにな り、ナス農家に継続して就労
- ◆Aさんの就労をきっかけに、他の農家に も受入希望が拡散



農家の理解を深め て、人材確保・定 着に繋げたい

○ポイント (組織的か連携体制)

人事異動があっても組織的に農福連携が進むよう、会議を設立し、連携体制を構築

双方の理解が、厚い支援へ

♀ポイント (**就労先の広がり**) 水産業など多様な就労先を開拓

◆令和3年7月現在就労状況

従事先

農家 JA高知県(各出荷場など)

青のり養殖

に 炭焼き こうち絆ファーム





マッチング

実習

契約

着

58

継続した就労

【定着に向けた「農・福」双方からの厚い支援】

【農福連携の実績(令和3年7月現在)】

従事者数

36名 11名

2名

4名

91名

【閉琪業烷】

- 福 障害や1人1人の特性(個性)を記載した履歴書を 作成
- ------県の就労支援へのインセンティブ制度により。 受入農家は研修生1人1日につき4,500円を受給。 農家と本人の意向により直接雇用を行う。 農
- 一般就労が困難な場合は障害者就労B型事業所 「こうち絆ファーム『TEAMあき』」に繋ぐ。
- 年間を通して就労者のモチベーションを維持する ため、ナスの農閑期には酪農やユズ等の他の仕事を 切り出す工夫。
- 定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用 農 する農業就労サポーターが定期的に農家を訪問し、 就労者と雇用主双方をフォロー。

農福連携研究会(事務局:安芸市農林課)

- ◆平成30年5月設置。毎月1回定例会を開催。 メンバー: 市農林課、市福祉事務所、安芸福祉保健所、 JA高知県、安芸農業振興センター、サポステ等
 - 就労者及び雇用主への支援 (多職種間で就労につ いて検討し、マッチングを円滑に実施)
 - 農福連進の課題を抽出し給討

□ポイント(雇用主の理解促進) 農家等に対して、**生きづら**

主要産業である農業

を就労先として広げ

ていきたい

める研修会を実施

)もり支援推進事業分

農福連携高知県サミットinあき

農家等の雇用主等に対して取組を周知し、 さらなる連携先の農家を開拓

さや障害に関する理解を深

ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業 - 北海道石狩市-

<u>これまでは、ひきこもり支援推進事業(サポート事業)を活用</u>して、来所や訪問による個別相談や多様な少人数の居場所等による支援を行っていたが、新型コロナ ウイルス感染症等の影響により

家が遠くて相談に行けない

コロナ禍で家から出ることが難しい

といったニーズに応えるため、本交付金を活用しオンラインによる取組を上乗せで実施。 (委託先:NPO法人ジェルメ・まるしぇ(石狩市ひきこもりサポートセンター))

(これまでの取組)

臨床心理士・社会福祉士等の専門の資格を持った スタッフが不登校・ひきこもり(~64歳まで)の当事 者・ご家族の相談を受けている。

「青年期/中高年/女性グループ」や「親の会」など 多様な少人数による居場所を提供し、当事者やご 家族に寄り添った支援を実施。

相談窓口や多様な居場所について、リーフレットや 市広報紙等を活用して周知を行っている。

くひきこもり支援推進事業分>

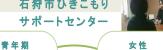
- …3,942千円 人件費(支援員)
- ポスター・リーフレット …44千円
- ボスター・リー・ ・・・ 26十 使用料及び賃借料 ・・・ 26十 ・・・ 110千円 …26千円

(合計)約4.122千円

※その他、「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」(国補助金)を活用し た学習室や「石狩市子どもの居場所づくり推進事業交付金」(市交付金)等を活用した子ども食堂、NPO法人独自事業としての就労支援喫茶などを実施。複数の支援の入 り口にもなっている。

石狩市ひきこもり

グルーブ



女性

ひきこもり 支援推進事業



グル・

オンライン居場所

ピアサポーター

(本交付金による取組)



ピアサポーターによる オンライン家族相談

石狩市在住の不登校・ひきこもり状態にある当事者 やその方のご家族を対象に、パソコンやスマホを用 いたオンライン相談を実施。

子どもの不登校・ひきこもりを経験したピアサポー ターが相談に対応。

開催日:月1回 (第3金曜10時30分~12時30分)

かぞくる会(家族会)のオンライン参加

ご家族が、最近の出来事や気になっていること など、それぞれの胸の内などを語り合い交流で きる場所。

これまでの対面での参加に加えて、オンライン でも参加できる体制を整備。

開催日:月1回

(第4金曜13時30分~15時)

<主な費用>

- 人件費(支援補助員) · · · 645千円
- 謝金(ピアサポーター) ・・・72千円 3,000円×2回×12月
- ポスター・リーフレット代
- ·60千円 インターネット回線代・・・108千円
- タブレット・PC周辺機器代 …110千円

(合計)約995千円

茨木市では、<u>市の事業の中で、</u>子ども・若者が安心して過ごせる居場所として<u>市内5箇所に「ユースプラザ」を設置</u>しており、 <u>そのうち、1箇所で、本交付金を活用</u>して、コロナ禍においても当事者が気軽に参加しやすいオンラインによる取組を実施している。

(委託先: NPO法人 三島コミュニティ・アクションネットワーク)

※茨木市ユースプラザ事業では、事業費の一部に大阪府「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用

ユースプラザ

事業分

(これまでの取組) ユースプラザEASTちょい(choi)

その他、





収録は、ユースプラザに設置してい る機材で行っているほか、コミュニ ティカフェなどが併設された地域の 居場所『みかん屋』の2階もイン ターネットラジオの拠点として活用 している。

オンライン居場所

インターネット配信

(主な費用)

委託料:1,440千円 (うち、国庫補助協議額1,000千円) <u>オンラインユース人件費・・・432千円</u> 1,500円×1.5H×月8回×12ヶ月×2人

💥 かわら版ちょい камагаван Choi-

ウェブ全部システム Zoom にて「オンラインコース」をはじめました

1- エグログMAT (ウォル Streig) では人口を見たり、すれるあるを見える方式。 成に事実は、全面2の (お語-3) 独立 (サンテインスース)、業者で置こって20

@ for

piedding イルスを呼ばれば、からか、ユースプラブをかけ「きょし」 LeMPとなってかります。MSを会話していますのではは、他のは MJA MJEUE - Vol. 機能を発展しまり、機能を対した。主旨

W4006 - 2020, 5.21 (\$6)

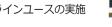
500円×1.5H×月8回×127月×2入 <u>ちよいラジ人件費・・・1,008千円</u> 500円×7H×月4回×12ヶ月×2人 ※収録・編集・配信を実施

- 交流サロン(火〜土曜) 自学自習の場の開放(毎週 火・木・金) 子ども・若者の店場所(火〜金曜) 若者の進路など相談支援(火〜土曜) 保護者相談

「生きづらさ女子Café」などイベントを随時実施 新型コロナウイルス感染症の影響により活動時間を変更している場合がある。

(本交付金による取組)

オンラインユースの実施



中学生から39歳までの子ども・若者の居場所 「ユースプラザEASTちょい(choi)」において、

当事者経験のある支援員とスタッフがオンライン会 議ツール「Zoom」を活用して、オンライン上で生きづ らさを抱えた子ども・若者と交流できる「オンライン <u>ユース」</u>を実施。

不登校・ひきこもり状態の子ども・若者が自室から 参加することができる。

◆開催日:毎週水曜日・金曜日 19:30~20:30

「オンラインユース」「ちょいラジ」への参加は、Web上の参加申し込みフォームに必要事項を記入するだけでよく、PCやスマートフォンから気軽に参加が可能。

.....



____ ユースプラザ利用者やリスナーも希望があればス タッフやゲストとして参加可能。

ラジオ番組の収録や編集、配信を行う

「ちょいラジ」の実施

「ちょいラジ」を実施。

過去に配信した放送を含め、Podcast · Spotify · Amazon Musicの「M-CAN Juice」チャンネルから配信 している。※「M-CAN Juice」で検索

ラジオ番組の収録や編集、配信を行う

◆開催日:毎週土曜日 13:00~14:30

過去の配信例(抜粋)

2020年8月11日(火)配信 「夏休み・お盆どこ行きたい?/IBARAKIひきこもり女子の会(仮)」の巻 2021年1月26日(火)配信

「ひきこもりと不登校の話/ダイエットGOGO」の巻

2021年6月22日(火)配信 「ユースプラザ再開!/緊急事態宣言中に感じたこと/ちょいの想い」の巻

ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業 -群馬県-

補助先: NPO法人ピーイング

群馬県では、<u>本事業が民間団体等への補助にも活用できることに着目し、広く公募したところ</u>、本団体から実施の希望があった。 (本団体に対しては、本事業のほかに県費や市費による補助は行っていない)

(これまでの取組)

NPO法人ビーイング 平成27年に、ひきこもりの方への家庭訪問支援を行うボランティ ア団体として活動開始。令和3年4月にNPO法人の認可を受け

安中市を拠点に、前橋市、高崎市、渋川市、富岡市にも活動範 囲を広げ、小学生から50歳代まで幅広い年代に支援を行ってい

「アウトリーチ→居場所→就労体験」の流れを大事にし、それぞ れの局面でビーイングの相談員が伴走支援を行いながら支援 を行っている。企業や農家などの協力を得て、ボランティアや就 労体験など、多様な現場での取組を実施。

対面での 取組





農園の野菜を使ったランチづくり ひきこもり支援に関する講演会 家族支援 カウンセリングの講演会 等

訪問支援 家族会の運営 (令和元年度実績)

【利用している 当事者の物】 男性:21人、女性:16人 (10代:12人, 20代:7人, 30代:9人、40代:6人、

50代:3人)

【訪問支援等】 訪問支援:196件 面談:115件。 電話相談;289件. ール相談:946件

【居場所の提供】 居場所利用:151 【ご家族への支援】 家族会:65人 【その他の活動】

畑作業:48件、ボランティア参加:70 件、勉強会·研修会:185人

【社会参加】 就労:8人、 就学再学習:6人、 生活改善:11人

旅費交通費 通信費 119千円 73千円













(本交付金による取組)





新型コロナウイルス等の影響から居場所に来られない人に対しても、 リモートで参加できる環境を作る。

ご家族が参加できる家族会

当事者同様にリモートで家族同士がつながれる場を作る。

リモートでの相談会

新型コロナウイルス感染拡大から相談会や講演会の開催が難し なっているため、多くの方が参加できるようにリモートを活用する。

<主な費用>

- 拠点整備費…700千円 (賃借料、光熱費、通信費)
- Wi-Fi環境通信費···150千円
- 機材代…170千円

(PC、プロジェクター、スクリーン等)





人負担分(赤い羽根共同募金)





ハイブリッド型

60

リモート相談

ハイブリッド型

61

全国ひきこもり支援基礎自治体サミット in そうじゃ (令和元年8月26日)









62

わたしたちは、すべての人々に寄り添う自治体となることを目指し、 家族会、当事者の会、福祉関係者とともに、 ひきこもり支援に果敢に取り組むことを宣言します。

> 群馬県安中市、愛知県豊明市、滋賀県守山市、 岡山県総社市、山口県宇部市

地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

| 支え・支えられる関係の循環

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化
- ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~





- ◇安心感ある暮らし ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

◇社会経済の担い手輩出◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- ◇多様な主体による、 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域









産業

交通

64

平成29年改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
- (*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活 課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 〇 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画 として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)
- ※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

「重層的支援体制整備事業」の創設

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の 包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介 護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供·高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業 及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け 住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の 情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険 診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提 供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

66

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

〇地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

〇このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

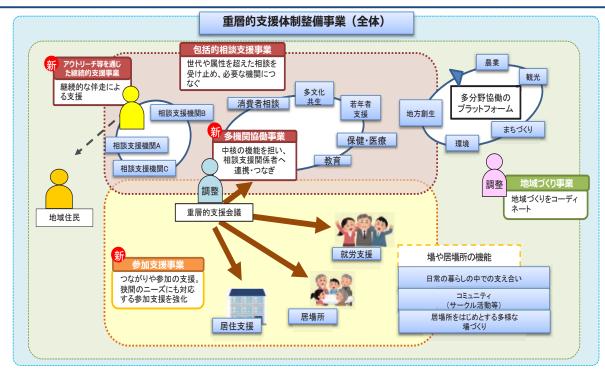
- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、I 相談支援、II参加支援、II地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I~Ⅲの支援は必須
- 〇新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、<u>交付金を交付</u>する。



- ※ I ~Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる

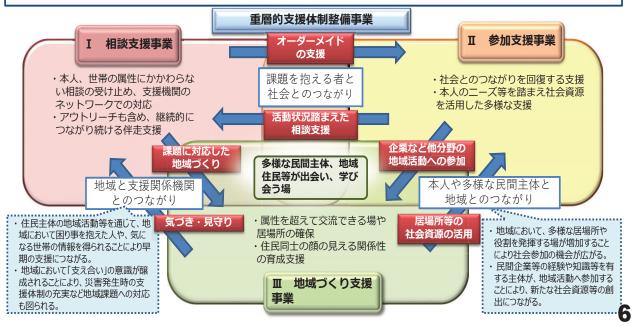
重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- \bigcirc このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- ○「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、 以下のような効果が期待される。
- ➤ 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。(相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実)
- ➤ 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される(地域資源の開拓)
- ▶ 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりやすくなる。(地域の支え合い)
- <u>多様なつながりが生まれやすくする環境整備</u>を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、 学びあうことができること(プラットフォーム機能)が効果的である。



68

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

七飯町		
妹背牛町		
鷹栖町		
津別町		
遠野市		
矢巾町		
大館市		
川越市		
鳩山町		
松戸市		
市原市		
世田谷区		
八王子市		
逗子市		
氷見市		
小松市		
坂井市		
飯田市		
岡崎市		
豊田市		
東海市		
大府市		
長久手市		

	伊勢市
	名張市
三重県	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
	長浜市
滋賀県	守山市
	米原市
 大阪府	豊中市
ノくがメバリ	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
	松江市
島根県	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

70

複合的な課題を抱える家族への支援事例

令和元年12月26日 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(概要)資料

支援のきっかけ

- 娘(14歳)が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母(本人)に連絡。
- 担任教諭が母(本人)と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 子のことにも悩んでいる。」とのこと。
 話しを聞いた担任教諭は、母(本人)の困りごとが多岐にわたるため、
 どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

支援内容

<支援開始>

■ 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

■ 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。 (夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。

(**息子)** 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。 (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。

(地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

<多機関との連携による支援>

■ 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りなが ら、家族への個別の支援を行う。

効果

- ▶ 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、 今後の支援の方向 性を具体的に組み立てていけるようになった。
- ▶ 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

ひきこもりの相談支援事例

令和元年12月26日 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(概要)資料

家族構成

<本人> Aさん(男性)51歳

<家族構成> 父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には 困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員(多機関協働の中核の機能)が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
 - ⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<A さんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援(医療ソーシャルワーカーとの連携)〉

■ 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

- ≫ 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ▶ ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず 長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がな され、Aさんと父親の支援が円滑に進んだ。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。 72

72

シンポジウム

ポストコロナ・新しい社会を創る

~私たちの社会はどこへ向かってゆくのか~

登坂 真代

(KHJ横浜ばらの会会員、手作りおやつ工房とさか店主)



【大会メッセージ】

ひきこもっている115万人の人が「こんな社会はおかしい」と発信してくれています。そのメッセージを私たち一人一人が受け止めて、これからどんな社会を創っていこうとみなさんと共に考え、この大会を機につながれたみなさんと共に生きていきたいと思います。

【プロフィール】

仕事・人間関係が続かず転職を繰り返し、ひきこもることのできない20代を過ごす。32歳でひきこもり、境界性パーソナリティー障害と診断される。「ひきこもったまま社会とつながろう」と自宅で開業し4年目。現在は工房の傍ら訪問介護に従事している。

安心してひきこもれる 社会をつくる

KHJ横浜ばらの会 会員 手作りおやつ工房とさか 店主 登坂真代



自己紹介

- 大学卒業後、就職の件で両親と疎遠に。人間関係でつまずき、転職転居を繰り返す。
- 幼少期から生きづらさを抱え、支配的な親元に「絶対帰りたくない」「自分の責任だから何とかしなければ」「自分には生きてる価値がない」と人を頼れない、ひきこもることができない20代を過ごす。
- ⇒不安定雇用、パワハラ、性暴力、二度の離婚、中絶、自殺未遂
- 2016年末~約1年ひきこもる(当時32歳、現在の夫と交際中)
- ⇒境界性パーソナリティー障害と診断
- 2018年2月 「ひきこもったまま社会とつながろう」と工房開業
- 2019年1月 KHJ横浜ばらの会入会
- 2021年8月 工房の傍ら訪問介護に従事

現在の主な活動

ひきこもりピアサポート活動

- ●講演、執筆、SNS、ブログ(自己開示)
- ●啓発活動(社会への働きかけ、当事者の代弁)
- ●当事者への寄り添い、エンパワメント



KHJ発行の雑誌「たびだち」



工房の様子(自宅とつながっている)



手作りおやつ工房とさか

- ●生きづらさを抱えた方の一歩を応援(居場所、出番)
- ●やさしい社会の創造(働き方、つながり)
- ●企業サポーター(子どもの居場所、ホームレス支援)

訪問介護、地域活動

- ●一人の人としての出会い
- ●待っていても出会えない人へのアプローチ (8050問題、孤立の予防)



「地域の居場所さっちゃんち」での朝市の様子 普段は誰でも自由に過ごせる、空き家活用した居場所

工房(私の生き様、表現)



ひきこもり当事者のプラット フォームCOMOLYに依頼した クッキー缶のデザイン

私の好きな こと 誰かの参加・活躍 (できない こと)

地域の人の笑顔

消費は応援

- ・自分が元気でいることが 誰かの元気につながっている
- ・自分を大切に



- 生きていることが 誰かの役に立っている
- ・社会は「ありがとう」で つながっている



- ・働く、生きることは喜び
- ・地域の居場所「一人じゃない、ここにいるよ」



私が大事にしていること

ひきこもりは個人の問題ではなく、社会の問題

- ⇒ひきこもらざるをえない人を115万人も生み出す社会がおかしい
- ⇒「ひきこもり支援」は、ひきこもっている人を変えるのではなく、安心して参加したくなる社会を創ること

支援や家族会につながれていない人がいる(困っている人は他にもいる)

- ⇒家族会以外の活動での出会い、自分がどういう人であるか
- ⇒ひきこもる人は、ひきこもる前に生きづらさを感じていた人 ひきこもっていないけれど「生きづらさ」を感じている人への想像力

私が感じている違和感

親や支援者が「ひきこもり」を問題視しすぎていないか?

- ●「ひきこもり」「発達障害」に飛びつく「ひきこもりに理解ある人たち」
- ●「ひきこもり」だけにやさしい社会は、ひきこもりから脱すれば冷たい社会なのでは?
- ●ひきこもったまま生きていい。「ひきこもり」を変えようとしていないか?

「ゴールは就労」ではないけれど、そもそも働くとは?

- ●「就労よりも居場所を」⇒「働くことは喜び」大人は伝えてきたか?
- ●講演会、書籍によくある事例「長期ひきこもりの人が就労しました。何年通っています」⇒どんな就労?定期的に通えるようになったらOKなのか?

「親亡きあと」の準備はお金と住まいではない

- ●人は誰もが必ず死ぬ「ひきこもり」だけの問題ではない(「自分だけ」からくる孤立感)
- ●家とお金だけ残されても、「人が生きる力」にはならない

新しい社会を創るために

「ひきこもり」という枠を外す

- ●人を人として見ない社会⇒分断・孤立、他者性・社会性・多様性の喪失
- 「ひきこもり」ではなく「人」にやさしい社会⇒困っている人がいたら助ける
- ●ひきこもり当事者にもできることがある(「お互いさま」の社会)

パラダイムシフト

- ●価値、幸せとは⇒何のために生きる、働くのか(哲学、宗教、童話からも学ぶ)
- ●「ふつう」「当たり前」を疑う⇒わからなさを共有して生きていく、対話を続ける
- ●「ひきこもり」は貴重な経験、必要な期間、強味

共感・応援のコミュニティづくり

- ●経済至上主義の社会は人を消費・排除する⇒人、ものにやさしいお金、時間の使い方
- ●「助けて」を言える日頃のつながり⇒「知識」を暮らしの中で実践、やさしく想像する力
- ●小回りの利く小さな共同体⇒制度の限界、家族みたいなコミュニティ

私たちができること

失敗、弱みをオープンにする。「私は嫌」「困った」「助けて」を親、支援者が言う

- ⇒正しい人、完璧な人には相談しにくい
- ⇒「助けて」のハードルを下げる、対等な関係(「ありがとう」を言い続けるのはしんどい)
- ⇒失敗は貴重な経験、気づき、学びを共有する

当事者の社会参加を促す「ありがとう」「応援」のお金、時間の使い方

- ⇒経済至上主義への抵抗、見えないものを見る力(安さ、便利、所有は誰かの社会的排除に)
- ⇒社会の価値観=人やお金が集まり形成される(寄付、クラウドファンディング、社会的企業)
- ⇒当事者の声を聴く(「あなたにいてもらいたい」から○○さんの役割をつくる、パートナー)

講演会、書籍で学んだことを暮らしの中で実践(地域のおじちゃんおばちゃんになる)

⇒一人の人として出会っていく(知識はほどほどに…「頭でっかちの社会」)

消費されるひきこもり経験者(傷つき体験、ひきこもりからどう回復したかの「事例」) ⇒やさしい想像力を身に着け、社会の様々な生きづらさの背景に目を向ける(依存症、虐待、 犯罪、ホームレスなどへの理解)

⇒「ごめんなさい」と戻れる、やり直せる居場所、ひきこもる人を生み出さないまちづくり

さいごに

生きづらさを感じている方へ

- 社会はみんなつながっている、一人じゃない
- 自分を大切にすることが周りの幸せになる
- 生きててくれてありがとう

今日「生きている」ことを喜べる社会を ともに創っていきましょう

ご清聴ありがとう ございました!



参照

【工房ホームページ】https://oyatsukobo-tosaka.studio.site/

(こちらのホームページは、ひきこもり当事者のプラットフォームCOMOLYに作成して頂きました)

【ブログnoteより】「ひきこもりから脱した先の社会に居場所はあるのか」https://note.com/oyatsukobotosaka/n/n7e7b468198ab

【講演会動画】 https://youtu.be/enlpWM6-sXY

【メディア掲載】KHJジャーナル「たびだち」95、96号(発行:特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会)

「不登校インタビュー事例集 雲の向こうはいつも青空vo.6」 (発行: びーんずネット)

【お勧め書籍】(順不同、敬称略)

奥田知志『逃げおくれた伴走者』

松本俊彦『「助けて」が言えない SOSを出さない人に支援者は何ができるか』

渡邊洋次郎『下手くそやけどなんとか生きてるねん』

武田信子『やりすぎ教育』

子どもへのまなざし『佐々木正美』

坂本光司『日本でいちばん大切にしたい会社』

池上彰『なぜ僕らは働くのか』

スティーブン・R・コヴィー『7つの習慣』

岩田松雄『ミッション』

稲盛和夫『生き方』

西川正『あそびの生まれる場所』

新井和宏『あたらしいお金の教科書』『持続可能な資本主義』

住井すゑ『橋のない川』

高和 洋子

(KHJはぁとぴあ家族会 理事長)



【大会メッセージ】

「不登校は、今や問題行動ではない」と今は法律で定められています。 辛い時は、休んでいい。自分を責めないで。自分の心が壊れないように。 今やれることをやろう。

それがきっと、将来の宝になるよ。あなたを助けるものは、「あなたらしさ」の中にある。

【プロフィール】

平成25年7月に特定非営利活動法人はぁとぴあ21を設立し理事長に就任、現在に至る。中学校教員、青少年育成アドバイザー資格を持つ。心の教室相談員として小学校勤務。内閣府「困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる民間団体職員研修」参加。現在、富山県子ども若者総合相談センター相談員、富山県青少年健全育成審議会委員、富山県児童相談所機能強化検討委員会委員、富山県射水市ひきこもり支援推進協議会委員を務める。

「ポストコロナ 新しい社会を創る~すべての人が生きやすい社会をめざして~」

■全体シンポジウム・シンポジスト■

高和洋子(たかわようこ)

NPO法人はぁとぴあ21理事長 はぁとぴあ学園学園長 KHJ家族会富山県支部長

「肯定から始まる未来志向型・伴走支援」 ~ピアサポーターの立場から~



《 NPO法人はぁとぴあ2 1紹介 》

~ 不登校・ひきこもり・発達支援・「生きづらさ」への伴走 ~

1994年 相談活動開始

2013年 NPO法人はぁとぴあ21設立 2016年 支援センター「フレンズ」開設 2018年 支援センター「アリス」開設

2020年 さくら国際高校富山キャンパス開校 2021年 インクルーシブセンター「エール」開設

2021年 はぁとぴあ学園

(教職員57名、生徒数110名)



















- 1、発達が心配な子どもたちの放課後ディサービス 自立支援、学習支援、SST
- 2、不登校、ひきこもる人たちの居場所、相談場所 フリースクール、高等学校、 卒業資格取得支援
- 3、親の会を開催し、親御さんたちの相談や交流の場や学習会
- 4、全国組織とのつながりと情報交換 NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会富山県支部 NPO法人全国フリースクールネットワーク、NPO法人不登校・登校拒否全国 ネッワーク加盟
- 5、ソーシャルアクション活動 講演会、研修会、養成講座、セミナー、シンポジウム、 子どもの自殺予防キャラバン

NPO法人はぁとぴあ21

はぁとぴあ21と高和洋子理事長の紹介

■1994年 不登校、ひきこもり等社会生活に生きづらさを感じている方々やご家族からの相談活動を始め、現在まで相談件数延べ2万1千件以上。 毎月2回親の会を開催

以後、座談会、研修会を開催。親子活動、手作りお菓子教室「まろんくらぶ」を始める

- ■2004年 社団法人青少年育成国民会議「青少年育成アドバイザー」に認定される。他に中学校教員免許有資格、小学校「心の相談員」、 母親クラブ会長等を務める
- ■2013年7月 不登校・ひきこもり並びにご家族支援を目的としてNPO法人はぁとぴあ21を設立し、理事長に就任
- ■2016年8月 子ども若者支援センターフレンズを射水市三ケに開設
- ■2018年4月 子ども若者支援センターアリスを射水市中太閤山に開設

富山県指定障害児通所支援事業所として、不登校の子の居場所、フリースクールとし、

また親の相談場所、親の会定例会を開催している

■2016年 中日新聞社「中日ボランティア賞」受賞

富山県子ども・若者支援地域協議会構成機関になる

■2019年 NPO法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会本部理事就任 NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク理事就任 富山市ひきこもり丸ごとサポートネットワーク会議委員 射水市ひきこもり支援推進連絡会委員、射水市家庭教育アドバイザー

12月 富山県不登校を考えるネットワーク発足



- ■2020年4月 さくら国際高等学校(通信制)富山キャンパス開校、校長に就任
 - 7月 富山県子ども・若者総合相談センター運営業務受託
 - 8月 富山県教育委員会と不登校支援についての意見交換を行う
 - 11月 北日本新聞「地域社会賞」受賞
- ■2021年4月 はぁとぴあ学園学園長就任 生徒数:110名、教職員数:57名

10月 インクルーシブセンター「エール」 開設

NPO法人はぁとぴあ21

はあとぴあ21の「不登校・ひきこもり」支援のかたち 生徒数:110名 教職員:57名 (2021年11月現在)

不登校支援•発達支援

【はぁとぴあ学園】

親の会

通

信

制

高校キャンパス

居場所

障害児通所支援事業所3ヶ所フリー・スクール(小中高)(勉強・スポーツ・遊び)

ノー・スプーレ(トトラ)(勉強・スポーツ・遊び)(専門知識学習・料理)(お菓子作り・手芸・工芸)(演劇・美術・音楽 等)

ひきこもり長期化 抑止支援

機関連携

親の会

居場所

就労準備コース

富山県・子ども若者総合相談センタ受託

連構成機関 構成機関 「KHJ(全国ひきこもり家族連合会)

NPO法人フリースクール全国ネットワーク会員



はぁとぴあ学園



一人ひとりの個性を尊重し、発 達段階やニーズに合わせた学び と成長の支援を行なう

Rめられたカリキュラムをこなすのではなく、子 ども自身の興味や関心に基づいた活動を行い、子 ども自身の主体的な意志による想像力と創造力を 同ばしていくスタイル。





フリースクール「フレンズ」

支援センター「フレンズ」「アリス」「エール」



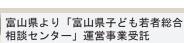
さくら国際高等学校富山キャンパス







NPO法人はぁとぴあ21





ピアサポートに対する理解の上で当 法人に委託



県議会議事堂で県議会議員に「不登校 ひきこもり支援」をテーマに講演する



自民党政調会の中に子どもの

人権を守る「子どもプロジェ クトチーム」が発足

南砺市主催「ひきこもりセミナー」で講演 オンラインとリアルのハイブリッドで行う







ひきこもり者を抱える家族の声

- ①不登校からひきこもり なので、もっと早く不登 校の段階から手厚い支援 がほしかった。いじめを なんとかしてほしい
- 5 それぞれの特性 に沿った、きめ細 かい支援をしてほ しい(個別支援)
- 10自分たちがいなく なったらどうなるうや ろ・・不安、その時は どうしたらいいのか?
- ⑪ひきこもりに対する一 般社会の理解がほしい 親が甘やかしたから、育 て方が悪かったから、と

- 2カウンセラーの「あ るべき論」に責められ、 否定され傷ついた。気 持ちをわかろうとして くれない
- 6自分がうつに なってしまって、 眠れない
- 12責めたく なってしまっ て、辛い

13 居場所、カフェ、

休息所(ひきこもり

について理解して

いる経営者)

いう目で見られるのが辛 い。恥ずかしいことでは ないんだ、という理解を 広めてほしい、地域での 理解がほしい

- 3こんな相談窓口が あったらいいな 目立たない入口、 夜間も開いている 話し声が漏れない
- 7ひきこもり=犯 罪予備軍とみなさ れ、白い目で見ら れ情けない、ここ に住めない

8遠方でも同

じ支援を受け

- ご家族の声
 - 4 ひきこもりの人で もアルバイト程度で きる仕組みがほしい

16いじめを認 めてください

- (ゆるやか就労)
- ①親(自分たち)が孤立 しないために、親の会 を続けてほしい

15学校側の発

達障害への理

解がほしい

NPO法人はぁとぴあ21

く社会や制度に対して>

4 不登校し始めの頃に 無理に登校させず、休 ませていれば、こんな に親への不信感が強く ならなかったと思う

られる 9支援するの に、年齢制限 は設けないで

家族はなぜ声をあげれないのか

なぜ、声を上げられないのか

<心理的側面から>

自分の状況をあからさまに 人に話すことに抵抗がある

カウンセラーの 言葉に傷ついた

窓口に行くと、 上から目線で 事務的対応

世間体があり、できれ ば隠しておきたい、知 られたくない

偏見で見られる ので、家の恥だと 思うようになった

> 「どうしてこうなったのか、どうしてこ こまで放置していたのか」、「育て方 が悪かった」と責められるので行き たくなくなった

自己責任論で怠けているんで はないかという社会からの無 理解と偏見が強く残っている

相談を受ける側に年 齢制限がある

相談窓口にひきこもりに詳しい 担当者がいない、ひきこもり対 応に習熟していない

当事者目線に 沿った支援が 少ない

とかく就労に焦 点を当てた支 援が目立つ

NPO法人はぁとぴあ21

家族支援について

ご家族・支援者の皆さまへ ~命を守るために~

肯定的視点からの支援 はぁとぴあ21



ひきこもりは悪いことでない

一般的に、ひきこもりという状態はマイナスイメージでとらえられ、「悪いこと」という風に考えられています。 しかし、何かに傷つき「今は一人でいたい、誰にも会いたくない」という時は誰にもあることであり、<u>いつでも</u> どんな人にも起こりうることです。







心が粉々に壊れてしまうほど、つらい・苦しいことを経験した時、<u>自分を守るための一つの方法として「今はひきこもることを選んでいる」</u>と考え、周囲はこの期間は、温かく見守っていただきたいと思います。

「生きづらさ」に寄り添おうとする



<-----> 同じ目線に立つ



本人さんが感じている「生きづらさ」に寄り添おうとするところから、同じ目線に立つことができるようになります。 つらさ・苦しさの程度や感じ方は一人一人違います。 ですから、「そんなことぐらいで・・・・」とか「甘えている」という言葉は適切ではありません。



周囲は、本人さんやご家族への<u>「心情的配慮」</u>がなにより 大事です。

いきなり就労支援ではなく、<u>心の回復をめざした、ゆるい</u> 支援から取り組みましょう (決め事をしないところから)。

NPO法人はぁとぴあ21

ご家族・支援者の皆さまへ ~命を守るために~

肯定的視点からの支援 はぁとぴあ21



毎日少しずつでも、<u>会話が途切れないよう</u>にすることが 大事です。

へずとす。 本人さんの好きなことから話題を広げる。「何気ない会話に救われた」と感じている人は意外に多い。

会話があるということは、さりげなく「私はあなたのことを思っているよ、関心があるんだよ」というメッセージになります。



~としない

「戻そう、直そう、正そう」とする<mark>カウンセリングに傷</mark> <mark>つき、</mark>再び、ひきこもった経験のある方は全体の44, 8%を占めます。(KHJ調査・研究報告より) 常識や「あるべき論」を語らない







否定したり責めたり、「~すべき」「~でなきゃ」と追い詰めたりすれば、本人さんはもっとつらい状況に追い込まれ、生きていくこともできなくなります。家庭で、あるいは居場所で、温かい見守りがあれば安心して心を休ませることができます。あせらず長い目で見つめ、その時間を肯定し、味方になってあげて下さい。

私もそうだっ たわ~



本人さんの<u>心に寄り添える相談員</u>(ピアサポーターなど)の養成が急務であろうかと思います。

NPO法人はぁとぴあ21

「親の会」からの声

同じような状況の人は案外多いことが分かった

- ex. 昼夜逆転・・・ガミガミ言わなくなった、責めなくなった
- ●いっぱい愚痴聞いてもらえてよかった・・・また前を向いていける また、元気もらえた・・・元気になって帰られる
- ●○○さんとこと、うちも同じやった・・・あきらめないでいこうと思う、希望が出てくる -日中ゲーム
- ●今まで責めてばっかりやったけど・・・自分で気づかれる 「責めたらあかんね、だから暴力ふるうようになったんやね」・・・反省

<結果>

NPO法人はぁとぴあ21

子どもさんに対する見つめ方が変わり、接し方を工夫され、やさしくなれる、 責める気持ちが和らぐ。 親御さんの気づきは本人さんへの影響が大きい。

叱る、責める、否定する回数が減っていく。子どもさんの暴言・暴力が減る。親子関係がよくなっていく。

家族会の存在意義

1. 家族を守る

- ・親自身の孤立・疲弊を防ぐ場 (親の居場所・相談場所)
- 子どもへの関わり方の学び、体験的知識を共有する場
- 安心と希望、意欲を取り戻す場
- ・子どもとの信頼関係回復に希望を見出せる場
- ・家族が自尊心の回復・自己成長していく場に(互助・ピアサポート)
- 人の役に立てる実感、社会的意義のある活動への貢献感



2,子どもを守る

・ひきこもる子どもたちが、安心して生きていける居場所(学校・地域との接点)、就労等の社会的 自立に向けての環境をつくっていく

3. 社会に向けて

- ・ひきこもりに対する偏見をなくす(誰にでも起こりうること・特別視しない)啓発活動
- ・インクルーシブ社会の実現に寄与(社会の一員として受け入れる)

ご家庭の二つのパターン

①家族との関係が良好な場合

家庭内では会話があり、親子関係は良い

家事(料理、せんたく、そうじ) をしてくれる

旅行、映画、コンサート、温泉

家族と一緒に過ごす時間が 持てる

無理して外に出なくてもこの ままでもいい

②家族との関係がよくない場合

会話がない 自室にこもる時間が長い 家族と意思疎通がうまくいか ない

暴言を吐く、暴力をふるう

そこで、ご家族を支える第三者が 重要(行政、地域、NPO、諸機関)

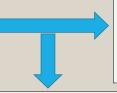
NPO法人はぁとぴあ21

はぁとぴあ21の考え方と活動の形

目的: 将来ひきこもりにならないように、 今生きづらさを抱える子ども若者たちとご家族を支援し、 インクルーシブ社会の実現に寄与することを目的とする

活動の出発は、平成6年から行っている「親の会」であり、すべての活動の基になっている(26年目)

親の会 はぁとぴあ21



連続講演会 テーマ「不登校ひきこもり の現状と支援の在り方」 年間800人の親が集まる

具体的な事業展開



インクルーシブ社会



ご清聴ありがとうございました。



NPO法人はぁとぴあ21

NPO法人はぁとぴあ21

山本 耕平

(佛教大学 社会福祉学部教授)



【大会メッセージ】

ひきこもり当事者やご家族の権利と生活を護る重要なご活躍を果たされていらっしゃるKHJのみなさまに心から敬意をを表します。また、ひきこもり支援について学際的に議論できる今回のシンポジウムを企画して下さったことに心から感謝申し上げます。みなさまと共に歩み続けたいと思います。

【プロフィール】

和歌山市保健所で,思春期・青年期をはじめとした精神科ソーシャルワークを行い,その後,大学に転じました。現在,立命館大学を定年退職後に佛教大学に勤務しています。専門は,若者支援論,精神保健福祉論です。

学位 社会学,社会福祉法人一麦会(麦の郷)理事長,JYCフォーラム共同代表

オルタナティブな生き方を保障する 地域社会ー韓国研究を通してー

佛教大学社会福祉学部 教授 山本耕平





KHJ 2021.11.27シンポ

いま、私たちの現場に登場する若者たち ○ 一社会的に排除され、深刻な生きづらさが—



支援現場で出会う人々

若者支援現場で見える若者たちの姿

学業や友達関係で躓き不登校となった人々

高校時代になんらかの要因で中退となった 人々

高校を卒業し、専門学校や大学に進学したものの、 社会との関わりで自分を捉えることができず疲れは てた人

初職での躓きや職場でのハラスメント・過剰適応から人や社会と関わることが極度に困難になっきた人

なんらかの障害(発達障がいや精神障害等々)を もっている若者やひきこもっている人々 見えづらい「生きづらさ」

「障害」や「生きづらさ」という言葉で語られる「問題」は誰にとってどのような意味をもつものであるのか。そしてそれはどのように生成し変化するものなのか。それを問うことがおそらく「支援」を考えるにあたって決定的に重要であり、「支援」研究の出発点に置かれるべきであろう。(藤野友紀、2007)



「生きづらさ」の社会的背景と奪われてきた力

要因(社会的背景)

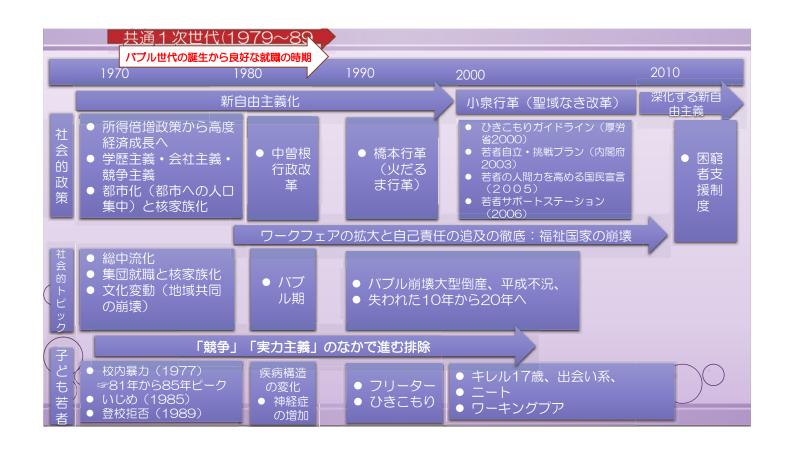
- 虐待・養育放棄・親の精神障がい
- 親の倒産、失業
- 学童期からのいじめ
- なかまからの排除
- 職場集団での排除
- 若者自身の発達障がい、 精神障害
- 長期にわたる内科疾患

奪われてきた力

- 長期にわたり繰り返されるトラウマによる人生からの回避に より意欲的に生活と対峙する力
- 最後に護られる存在としての親の存在を失うことから生じる 不安により、自己の人生の課題と向き合う力
- 集団のなかでの自己の存在価値や尊厳の喪失し、集団での育ちを得る力
- 集団に護られる「安心」を喪失し、生活課題に集団で向き合 う力
- 結果、「学校」「職場」「地域」の仲間のなかで育つ機会を 喪失=孤立化
- 生理的特徴から、集団に参加し、他者と関わる力の障害

● 仕事をこなし、仕事に立ち向かう意欲や力の障害

深化する新自由主義と生きづらさ・孤立



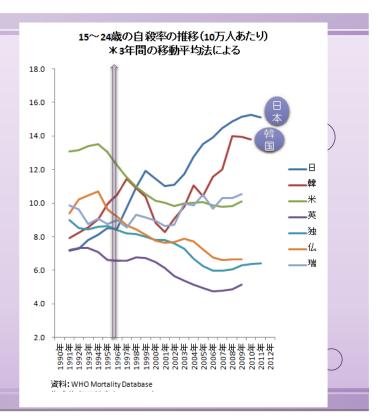
競争主義の下で脅かされる集団、自主、自治

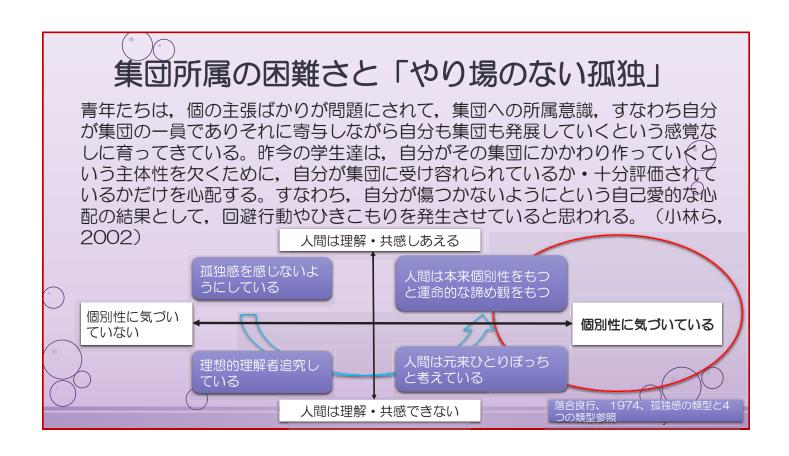
- ◆ 競争主義が若者の心に「勝ち」「負け」を明確にする
- 自己が他者からどのようにみられるのかという不安
- 自己が他者に苦痛を与えるようなものを持っているのではないか という木安
- 自己の存在が他者になんらかの苦痛を与えているのではないか という不安へ
- ◆ ある国立大学保健衛生センターに現れるメンタルヘルス上の課題を持つ学生 (小林正信 他, 2002)
- 小集団適応の困難: 1対1より, 1対集団が困難. 凝集性の高い 仲間体験の 乏しさ
- 恋愛関係の未熟さ: 親子関係において解決されるべき依存と甘えがそのまま 持込まれ一方的に退行し一方的に受容
- ストーキングとセクハラ: 加害者と被害者
 - 、親から分離と独立過程でのストレスと自己同一性危機
 - ~ 進路問題からのストレスや回避

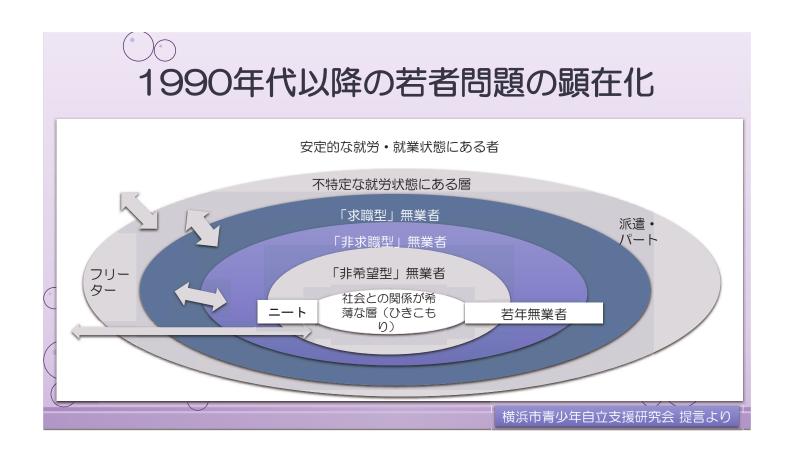


7

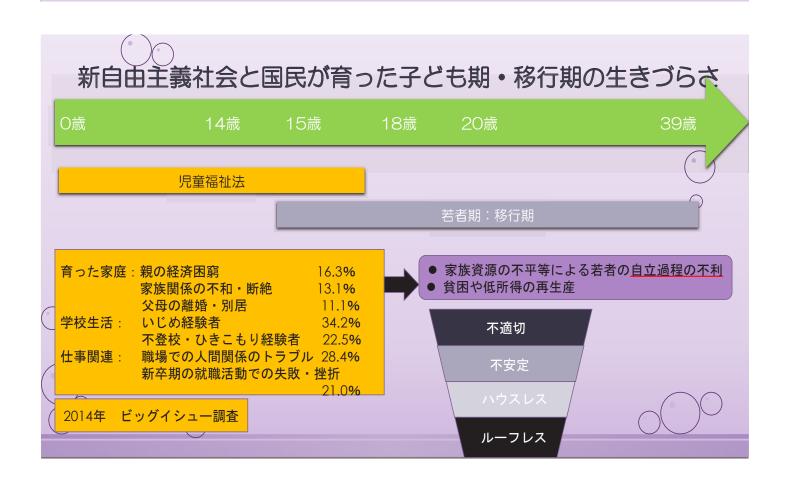








キャリア・就労支援政策を核とする 現行支援政策の限界



日本の福祉法に位置づいてこなかったと若者とひきこもり

生活保護法 1950年 困窮する国民を対象

児童福祉法 1947年

身体障害者福祉法 1950年

老人福祉法 1963年

知的障害者福祉法 1960年

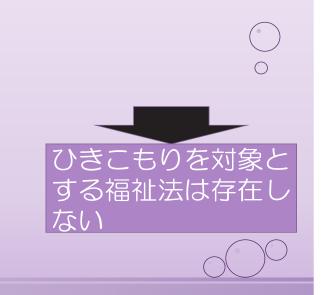
母子及び父子並びに寡婦福祉法 1964年

高齢者の医療の確保に関する法律

社会福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

障害者自立支援法





力強い就労自立を目指した若者支援政策の流れ

若者自立・挑戦プラン 2003年

ヤングジョブ・スポット(厚労省)、ヤングジョブカフェ 2004年

2005年 ニート全国調査、若者自立塾

2006年 若者サポートステーション開始 15歳から39歳未満の方

事業仕分けで廃止される

2008年 ヤングジョブ・スポット

2009年 ジョブ・カフェ

2010年 若者自立塾

- 働くための一歩が踏み出せない
- 人間関係につまづき、働く自信がない
- ◆ 仕事が続かず、すぐ辞めてしまう
- 自分らしい働き方を見つけたい

ご家族や保護者の方

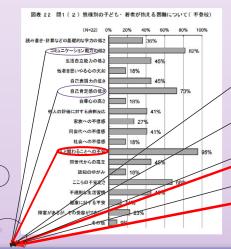
- 働いてない子どもの将来が心配
- 子どもに向いた仕事がわからない
- 子どもの自立について相談したい
- 子どもが高校を中退し、どうしたらいいか

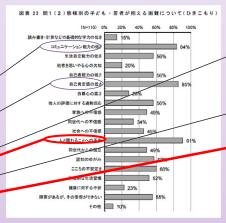


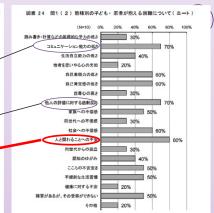
「やる気のある若年層」対象としての「若者自 立・挑戦プラン! の登場

- 基本的には就労という領域に限定
- 就労という場面を軸に「社会的包摂」の回復をはかるだめ の政策
- ●支援の機会が量的に不足しているだけではなく、「社会的 排除」の最底辺にいる層を依然として排除し続ける。
- 若者支援が、それを本当に必要とする層(中卒、高校中退、 高卒のフリーター層など) に届かない

困難を有する若者に何を届けるのか?







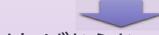
人と関わることへの不安をともにも 不登校(95%)・ひきこもり $(91\%) \cdot \bot - \vdash (80\%)$

内閣府:平成25年度 困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研研究D



断片的な若者支援政策とその限界

●2003年に始まった若年者雇用対策 断片的で連携がないものであり、困難度の高い若者に対しては十分な効果 が上がっていたか



問わなければならない「社会参加」の意味

◆困難度の高い若者にとって「社会参加」とは、いまある社会への「適応 Iでは ない



◆「若者の人間力を高める国民宣言」(2005) は、「社会の中で人と交流、協力し、 自立した一人の人間として力強く生きるための総合的な力(強い、自立した若者) を若者に求めた。



新自由主義的自己責任の深化と力強い「自立」強要

「若者の人間力を高める国民宣言」(2005)

「社会の中で人と交流、協力し、 自立した一人の人間として力強 く生きる」ことを求める

キャリアからの「逸脱」 社会からの「逸脱」

新自由主義社会が目指してきた自立

- ▶ 競争に勝ち「自立」できないものを排除
- 差別や格差と対峙し人間らしく生きていく 自立の課題を見落とす
- 逸脱者としてのレッテルと孤立が深刻化

労働政策, 社会保障政策, 福祉政策などの対象となら ない

新自由主義社会が追い求める「自立」 経済諮問会議日本21世紀ビジョン(2005):「自分のことは 官に頼らず自分たちがおこなう」にみる政策用語としての「自立」

- 共同性・関係性から切り離した自立 (1)
- (2)「個としての自立」への一面化
- 「経済的・就労的」自立=「自助」への一面化
- 4 「自立」の自己責任化
- (5) 自立に困難がある者の排除

めざすべき自立とは

自由で民主的な社会を担う多様な価値観、知識、技能、意欲を集団の なかで育て、労働主体、「生活」主体、統治主体、社会の変革主体と して自立する

「長期化」という言葉にみる権力性

ひきこもりは どの年齢層で おこりやす

● 14 歳以下:8.5%

● 15 歳~19 歳:25.4%

3 割強の者が 10 代のうちにひきこもり の状態に

● 30 歳~34 歳:18.6%

● 35 歳~39 歳:5.1%

30 代でひきこもり始めた者も 23.7%

年代別最多ひきこもり期間

15~19歳:6か月~1年

20~24歳:1~3年

25~29歳: 1~3年 30~34歳: 7年以上

41.7% 36.4%

55.6%

38.5%



いま、問われ る「長期化」 という言葉と 権力性

- 長期化という言葉に含まれる権力性
- ひきこもりが長期に至っていること を「問題」とし、その対処を考えよ 〇 うとする時、なんとか権力でもってその 事態を解決させようとする動きが生じる。
- 精神保健福祉法第34条 移送制度
- 連れ出し屋
- マスコミのセンセーショナルな報道

今こそ、「主体」を育てる生きる場二生き場所の創造を



今、求められる「協同」実践の発想 -HAJAに学ぶ実践の協同的関係性-

仕事、遊び、自律の青少年文化作業 場

- 学校が身体に合わない10代たち が新しい時代の学校をつくりだす
- 注入式教育と競争的学校ではすべての者が落伍者
- 自主主導的な協力学習

友情と 歓待の創意的 自律空間

- 会社が身体に合わない青年たちが新しい時 代の会社をたてる
- 新自由主義市場社会では 左派も右派も敗 北者
- 持続可能な生き方の為に社会的ビジネスを

注入式教育により教えられ、学ばされている学校知を克服し、学を進める主体がうごめく「場」(自主主導的な協力学習)を展開

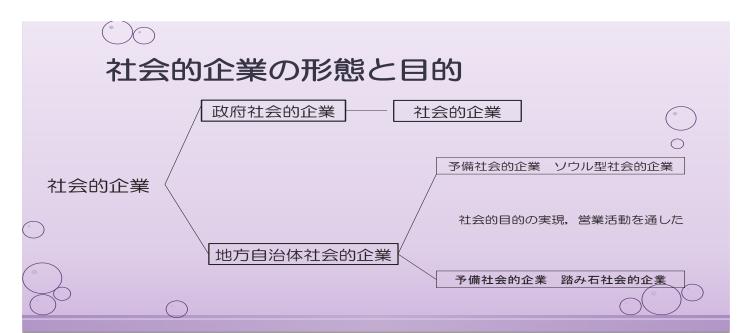
若者が、競争主義と対峙し、労働主体、「生活」主体、統治主体、社会の変革主体として自立する「場」(青少年文化作業場/社会的ビジネス)の創造

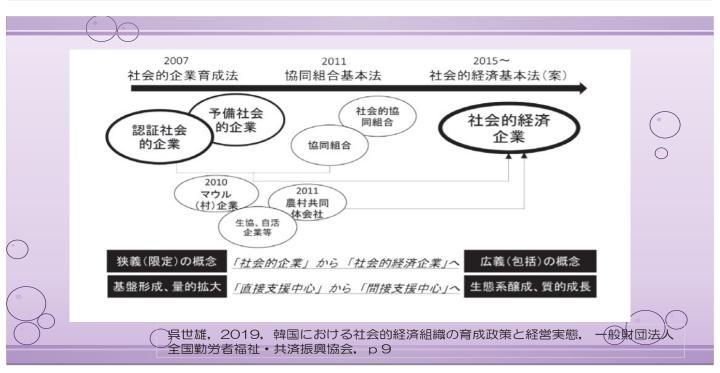


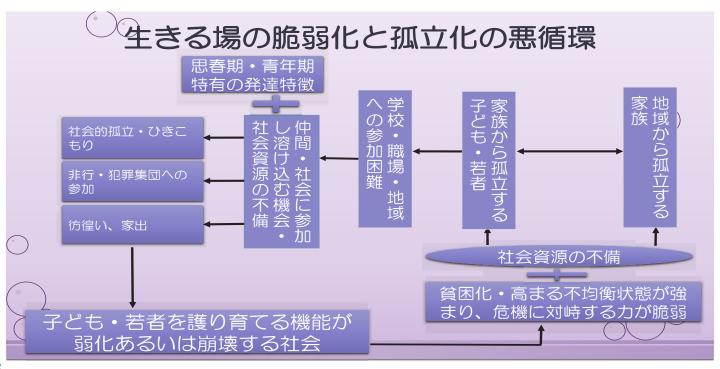
HAJAから学ぶ協同的関係性と"生き場所"

貧困、あらゆる差別からの解放と向き合う主体の発達が可能となる場二"牛き場所"

- ▶ 命の保障、生命の尊厳が護られる場
 - ●支援者の絶対的な権力がパターナリズム的実践を生み出し、殺人、傷害、 服従の強要がある時、それと対峙することができる場
- ▶ 実践者が若者と如何に生きるかが問われる場
 - ●実践者が、若者、同僚、地域住民とともに実践、運動の主体として生き 育つ場
- ▶ 若者が自己と向き合う場
 - ●他者と歴史意識、仲間意識を育てあい、自己と向き合う力(基礎的な学力、自治力、労働参加力、自己課題発見力を育てる









若者問題が心理化され問題の解決が個人の責任となる時

統治性としての心理化、そこにみる自己責任追及と非協同性 ____



- 学業の問題、いじめ、学校への不適応を、その子の 心や精神の問題に帰属させて解決させようとする
- 「患者やクライエントと呼ばれる人々の内面に問題を還元し閉じ込める抑圧的な装置」(小沢、2008)

労働現場で生じる問題を、階級の問題、経済の問題、職場の物理的環境等の社会的問題として位置づけないで、問題を心理的・精神的な属性に帰属させる

管理による問題解決。 セルフコントロールカ の向上課題 自己肯定感という言葉での子ども・若者と家族の操作



問題解決は個人の責任で



協同的関係性に基づく若者実践の展望

当事者の課題を「治す」実践ではなく、「意味ある人生を見出す」実践を、当事者・実践者が共に創り出す。そのなかで、「専門家として援助を与える者」対「不適格で援助を受ける者」の関係を克服し協同的な関係を創造する

- ▶機能、自尊心、社会的役割、人生の回復
- > 生活上の課題(貧困、孤立、仕事や社会からの排除)を克服
- なじめなかった社会への再適応ではなく、 参加を挑戦する



- ▶ 失敗を回避し怖れるのではなく、挑戦 できる支え
- ▶ 失敗を繰り返すことを可能とする実践 哲学と集団づくり
- > 安心してひきこもり、安心して外界に 参加することができる場の創造



- » 力強い自立 (競争に打ち勝つ自立) がもたらす強要と排除と対峙する実践哲学
- ▶ 集団主義的対応: 若者たちが集団を能動的に運営し、集団のなかで自己の育ちを可能とする。自身にとって必要なことと実践体にとって必要なことを仲間やスタッフとともに話し合う ⇒主体的参加

さいごに



生き場所の点検と創造

■同性、同年輩の親友や仲間と関わり、親からの心理的独立を可能とする場

H·S·サリバン「愛」の原型 ⇒ 親友との交流

親友との「秘密」の共有

親や教師には護られているが、親や教師の目が届かない場

厳格な規則のない緩やかな場:参加する時間、方法

「治療」等の権力的介入が存在しない場: "斜めの関係"

同年齢集団での要求の組織化二集団の集団的な運営

監視や管理的指導の民主的変革を可能とする自治力

り・協同労働の創造疎外されない労働の場づく

3会い・参加・自治力

協同的関係性を育てる"生き場所"の実践者がもつ責任

- 人類を真に解放していくことに向かっての責任
 - ①社会進歩にたいする科学的な見とおし
 - ②差別を許さない民主主義の実現
 - ③人格の解放と統合した能力の発達を実現して いく発達の科学を建設(田中昌人)



ご清聴ありがとう ございました!



斎藤 環

(筑波大学医学医療系 社会精神保健学教授)



【大会メッセージ】

ひきこもりは「困難な状況にあるまともな人」であり、ひきこもりからの出口があるとすればそれは人が主体化していく過程そのものです。その過程を支えるものが人間関係(ネットワーク)であり、過程をすすめるものが「対話」です。そのことについてお話しします。

【プロフィール】

1961年、岩手県生まれ。精神科医。筑波大学医学研究科博士課程修了。 爽風会佐々木病院等を経て、筑波大学医学医療系社会精神保健学教授。 専門は思春期・青年期の精神病理、精神療法、および病跡学。青少年健康センターで「実践的ひきこもり講座」ならびに「ひきこもり家族会」を主宰。著書に『社会的ひきこもり』、『世界が土曜の夜の夢なら』(角川財団学芸賞)、『オープンダイアローグとは何か』、『心を病んだらいけないの?うつ病社会の処方箋』(小林秀雄賞)ほか多数。

ひきこもりの理解と 対話的支援について

筑波大学医学医療系 社会精神保健学 斎藤環

社会的ひきこもりの定義

- ・六ヶ月間以上、社会参加せず
- 精神障害を第一の原因としない
- ※ ただし「社会参加」には、「就学」「就労」 のほか<u>「親密な仲間関係」</u>も含まれる
- ※ 診断名、臨床単位とは言えない

社会的ひきこもりの特徴

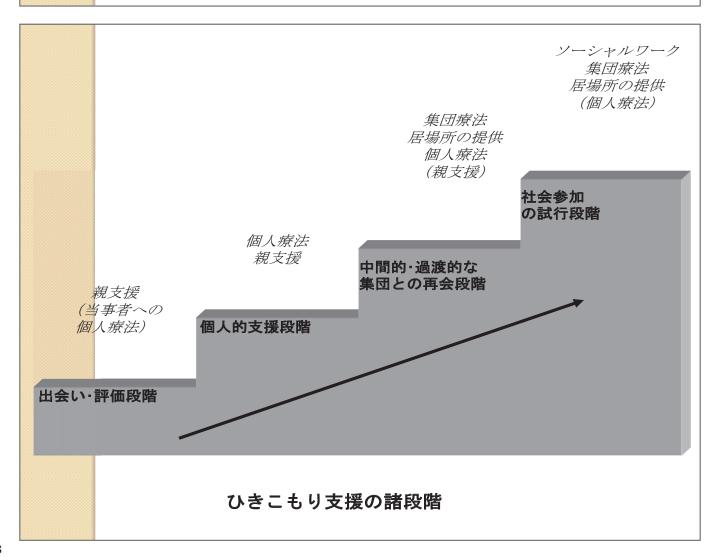
- 不登校との関連性は高い
- 1970年代後半から増加
- 全国で百万人以上と推定される(内閣府調査)
- どのよう家庭のどのような子供にも起こりうる
- しばしば著しい長期化(数年~十数年)に至る
- 長期化とともに精神症状が、あるいは家庭内暴力などの問題行動が出現しやすい
- ひきこもりきっかけは多様だが、長期化のパターンは共通点が多い
- 長期化に至った事例が自力で社会参加を果たす ことは著しく困難→高年齢化の問題

ひきこもっている人は

たまたま 困難な状況にある まともな人

ひきこもりからの出口とは

自分自身の状態を 肯定的に受け入れ、主体 的にふるまえるになること 対 就労、就学



家族の基本的心構え

- ▲人が安心してひきこもれる関係づくり
- 覚悟と根気 信じて待つ
- ●「怠け」「甘え」「わがまま」などは禁句
- まず両親が一致団結する
- 北風より太陽
- 愛情より親切・「遠慮」の効能
- 受容の枠組み設定
- (金銭管理は一定額に 暴力は徹底拒否)
- 原因追及・犯人探しは禁物
- 親もプライヴェートを楽しむ

「対話」の回復

- ◉ 相互性と共感性を大切に
- 断絶の場合はまず挨拶の励行から
- ◎ 挨拶・誘い・お願い・相談
- 「これみて悟れ」式は不適
- **◎ 本人からの訴えは、さえぎらずに最後まで聴く**
- 話題の選択:まず話したいという態度を示す
- 将来、仕事、学校、過去の栄光、同級生の噂話、 などは禁物
- ニュース、スポーツ、芸能界など時事的なものは可

ひきこもりと「対話」

- 対話とは、面と向かって、声を出して、言葉を交わすこと
- 思春期問題の多くは「対話」の不足や欠如からこじれていく
- 議論、説得、正論、アドバイスは「対話」ではなく「独り言」である。独り言(モノローグ)の積み重ねが、しばしば事態をこじらせる
- 外出させたい、仕事に就かせたい、といった「下心」は脇において、本人の言葉に耳を傾ける
- 基本姿勢は、相手に対する肯定的態度。肯定とは「そのままでいい」よりも「あなたのことをもっと知りたい」
- 対話の目的は「対話を続けること」。相手を変えること、 何かを決めること、結論を出すことではない
- 参考『オープンダイアローグとは何か』(医学書院)

さらに対話的であるために

- 当事者の合意と拒否権を尊重し、決定は常に当事者参加で
- 対話とは主観性の交換である。「客観性」や「正しいこと」は役に立たない。
- 「多様性」の尊重:ポリフォニーの重視(シンフォニーではなく)→「違い」を擦り合わせて折衷案を出すのではなく、ただ「違い」を深掘りする。
- 権力構造の最小化:チームで対話する チーム内部の ヒエラルキーのフラット化 「~さん」と呼ぶ 専門性を脱 ぎ捨てる
- 選択肢を広げる:アイディアを「お盆に載せる」
- 対話主義:対話が続いてさえいれば何とかなる、という 視点

オープンダイアローグの体験者の手記

ンダイアローグは、ひきこもってい神療法』では特集が組まれ、オープ 得しなかった。「議論」はたがいの「説得」は、どちらが屈服し、従 ることが確認され始めている。 りに対して目覚ましい効果を発揮す 非をあげつらうだけで、話が噛み合 まる前の親子の会話は、「説得」や「議 受けてどのような変化が起こったの オープンダイアローグを適用した第 スこそ、斎藤環教授がひきこもりに この半年で社会参加に成功したケー で短縮できました」と述べている。 通常二年かかるコースが、半年にま 神療法で診た場合には社会参加まで 筑波大学の斎藤環教授は、「個人精 ンダイアローグを日本で広めている ている。この特集において、オープ きこもりに成果があったと報告され 特集でもオープンダイアローグがひ『現代思想』二〇一六年九月号の たことが信じられない」(信田さよ 一年前には、自殺の危機さえあっ も有効であると報告された。それは、 た重度の強迫性障害の女性に対して 当事者視点での報告をする。 明は専門家の著作に委ね、ここでは、 か述べたい。紙幅の都合上、オープ ンダイアローグについての詳しい説 そこで、オープンダイアローグを 最初の適用者 号になる。 まず、オープンダイアローグが始 実は、その適用者が私だ。 オープンダイアローグがひきこも 一七年六月に発売された『精 しい支援 ひきこもり新聞 『オープンダイアローグ体験 かった。 聞いていた両親がそれぞれ思うこと 教授はただ聞くだけで会話には加わる形がとられる。この間、両親と准 られる質問)をして私がそれに応え 問(はい/いいえ以上の答えが求め 話」だ。個人が尊重されながら、共 行線で終わり、変化は生み出されな い合っていても、会話はいつも平ちんと向き合い、言いたいことを言 独り言(モノローグ)に等しい。き 話は壁に話しかけるようなもので、 なかったことが、なぜ「対話」であ 順序で斎藤環教授が語り掛けること は、①私、②両親、③准教授という 有可能な言語が作り出され、 声を拾い上げて応答していた。このらえ「無知の姿勢」のように丁寧に に区切られているのが特徴的だ。 らない。次に、②では、私の意見を が参加した。オープンダイアローグ 変化を起こせる十分な時間と機会がれた結果、対話が継続し、私自身に たのか。それは、自由な発言を許さ るオープンダイアローグでは成功し 合った。 を述べた。③では、①と②で話され で進む。①では、教授が開かれた質 教授、准教授、父、母、私の計5人 ず、筑波大学病院の診察室で斎藤環 家から結論を押し付けられることが、専門 保証されたからだ。 た内容について准教授と教授が話し の進め方 具体的には次のような方法だ。ま 私を「経験専門家」としてと 話す機会と聴く機会が丁寧 No.5 2017 相号 、合意が 得」ではなく、個人を尊重した「対は、暴力的介入団体が利用する「説は、暴力的介入団体が利用する「説 ることから生じる無力感が原因だっ たのは、動かしがたい結論が先にあ る。結論が先行しているのならば、 た変化が「対話」で生まれたのだろ 私の主体性、自発性を最大限尊重し 変化するスペースをつねに確保しな 想』で、「患者さん自身が主体的に きる空間が「対話」を形成した。 否定されることなく安心して発言で 話」による支援が広がることを期待 参加者全員で行われる「対話」は、発性を回復させるものだった。また、 指示や説教が当事者の力を奪うから 者を無力にする。「働け」と、ひき 自発性は生まれない。むしろ、当事 た。このように、ただ一つの結論や ひきこもり当事者は何を言ってもモ たいという意図はかえってそのス は、ひきこもり当事者の主体性と自 こもりを「説得」しても無駄なのは、 いく会話」では、当事者の主体性や 答えに収束させようとする「閉じて 話を壁と話しているように私が感じ ノローグになってしまう。親との会 たからこそ、「説得」では不可能だっ ペースを奪ってしまう」と述べる。 くてはいけない」「治療者側の治し (文・木村ナオヒロ を可能に家族全体の再生 また、斎藤環教授は上記 私が受けたオープンダイアローグ 説得」では結論が先行してい 『現代思

「説得」や「議論」でうまくいかなかったことが、なぜ「対話」であるオープンダイアローグでは成功したのか。それは、自由な発言を許された結果、対話が継続し、当事者自身に変化を起こせる十分な時間と機会が保証されたからだ。

オープンダイアローグでは、専門家から結論を押し付けられることは無い。当事者を「経験専門家」としてとらえる「無知の姿勢」のように丁寧に声を拾い上げて応答していた。この否定されることなく安心して発言できる空間が「対話」を形成した。(中略)当事者の主体性、自発性を最大限尊重したからこそ、「説得」では不可能だった変化が「対話」で生まれたのだろう。

「説得」では結論が先行している。結論が先行しているのならば、ひきこもり当事者は何を言ってもモノローグになってしまう。親との会話を壁と話しているように私が感じたのは、動かしがたい結論が先にあることから生じる無力感が原因だった。このように、ただ一つの結論や答えに収束させようとする「閉じていく会話」では、当事者の主体性や自発性は生まれない。むしろ、当事者を無力にする。「働け」と、ひきこもりを「説得」しても無駄なのは、指示や説教が当事者の力を奪うからだ。

私が受けたオープンダイアローグは、ひきこもり当事者の主体性と自発性を 回復させるものだった。また、参加者全員で行われる「対話」は、家族全体の 再生を可能にする。今後は、暴力的介入団体が利用する「説得」ではなく、個 人を尊重した「対話」による支援が広がることを期待したい。

ひきこもりのライフプラン

- 本人の住居を確保した上で別居し、年金受給年齢までの年収(100万円程度?)を保証する。
- 財産リストを作成し、老後の生活資金、老後供にかけるお金、介護の問題、相続の問題、親の死後の問題などを具体的に検討しておく。フィナンシャルプランナーなどに相談する方法もある。
- ・リバースモーゲッジ
- 確定拠出年金
- 相続と遺言書
- 両親からの生活費支給を早い段階で中止し、第三者 (治療者、支援者など)から定期的に生活費を貸し与え るシステムを構築する。
- 福祉制度の活用(生活保護、自立支援、障害者基礎年金など)

就労支援への道のり

山根 俊恵

(山口大学大学院医学系研究科(精神看護学))



【大会メッセージ】

私は、どう対応すれば氷のように凍ってしまった子どもの心が溶けるのかを 家族と共に学びあう時間を作ってきました。家族心理教育は、親が楽になり、 学び、元気になる場です。侵入しすぎない適度な距離、言葉に振り回されず心 の声に耳を傾ける、対話の広げ方などを親が学び実践することで、凍った氷 が溶け、ドアが開き、姿を見せ、心が通い合い、笑顔が取り戻せるといった家 族を見てきました。ひきこもり状態は必ず回復します。多くの方に私と家族 の実践をお伝えできればと思っています。

【プロフィール】

大学で教鞭をとりながら2005年にNPO法人ふらっとコミュニティを設立。精神障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができることを目指し、居場所支援を開始。2015年より宇部市と協働で「ひきこもり支援」を開始し、相談・家族心理教育基礎編(全6回)・実践編(1回/月)アウトリーチ・居場所・社会参加支援を一体的に行っている。家族への伴走型支援体制「山根モデル」が全国から注目されている。SDSプロジェクトチームにて地域づくりにも取り組んでいる。

第15回 KHJ全国大会 全体シンポジウム

ポストコロナ・新しい社会を創る ~私たちの社会はどこへ向かってゆくのか~



● 山口大学大学院医学系研究科 NPO法人 ふらっとコミュニティ 山根 俊恵

自己紹介

▶ 精神科病院 看護師として (1982年~1997年)



精神衛生法 → 精神保健法 → 精神保健福祉法

総合病院の精神科、単科の精神科病院、精神科DC、精神科訪問看護



▶ 在宅介護支援センター ケアマネジャーとして (1997年~2004年)
高齢の親と精神的な問題を抱えている子どもを主に支援



▶ 大学 教員として(2004年~現在)

精神看護学、リエゾン精神看護学、精神看護学実習ほか

2005年 NPO法人ふらっとコミュニティ設立 日中一時支援事業:地域に根づいた精神障害者の支援

2015年 ひきこもり相談支援充実事業

(相談・家族心理教育・アウトリーチ・居場所支援・社会参加支援)



ひきこもり支援体制構築

2019年 メンタル訪問看護ステーションconamu (心愛夢)

2020年 ここからサポートセンター (ケアマネジャー4人)



8050対策



2015年から本格的にひきこもり支援を開始

この6年半、苦悩を抱え、誰からも理解されない苦しみから「うつ 状態」になっていたり、「この子を殺して私も死のうかと思う」と 追い込まれ、**限界を迎えた親**と向き合ってきました。

- ▶ 「ありとあらゆるところに相談は行った。しかし、どこへ行って も責められるばかりで、いったいどうしたら良いのかは誰も教え てくれない…」
- 「姿を見せない、生きているのか死んでいるのか、音もしない」
- ▶ 「暴言、暴力...、何が気に入らないのか、毎日が地獄です」
- ▶ 「親として子のひきこもりを何としたいと、頑張れば頑張るほど 子どもの心が遠ざかる」

話を聴くだけで終わらない家族支援の必要性

コロナ禍において 不要不急とは?

「不要不急の外出・移動の自粛」「リモートワーク中心の働き方」 「ソーシャル・ディスタンスの徹底」

- ▶ 不要は「不必要、無くてもよい」こと。
- ▶ 不急は「差し迫っていない」こと。
- ▶ つまり、不要不急とは「無用で急ぎでない」ことです。



あなたの大切な人を守るために 外出を控えましょう!



自粛によって…

人とのつながりがなくなる



- ▶ 人に会わない生活が日常化する
- ▶ 社会の中に居場所がなくなる(自分らしくいられる場所や仕事を失う)
- ▶ ストレスが発散できない、イライラする、精神的不調
- ▶ 誰からも必要とされない感覚に陥る
- ▶ 否定感情に囚われてしまう(快刺激が少ない、又はない)
- ▶ 負のスパイラルから抜け出せなくなる

ひきこもり支援は、不要不急なのか? ⇒ 私の覚悟

- ▶ 相談窓口:現在「どうしたら良いか分からず地獄のような毎日を送っている」 「親亡き後の不安から焦り、追い込まれている」「もう限界」といった家族が相 談しようと思ったタイミングを逃してはならない。
- ▶ 家族支援: 「家族心理教育(実践編)1回/月」の場は、家族にとっても居場所であり、心のよりどころ。
- ▶ 居場所: ひきこもり者とその家族を孤立させないためには、誰かと(支援者)と つながる、つながり続けることが大切。
- ▶ 人と関わらない生活は、つながりが途絶えることで、社会から孤立する生活へと変わっていく。
- ▶ 誰からも必要とされない生活は、自己効力感や自尊感情が低下し、うつ状態となりうる危険性がある。→自殺者が増える
- ▶「寄り添う支援」「伴走型支援」言葉ばかりが先行して、何も変わらない今の支援体制。
- ▶ 今のひきこもり支援システムは「絵に描いた餅」でしかない。

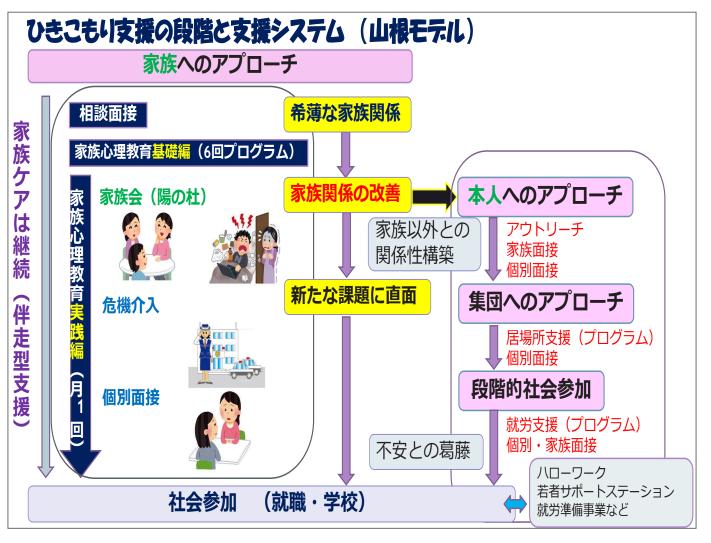
最近の相談から見えること

- ▶ 相談機関の機能不全:ひきこもり支援機関(県)に相談したが「コロナで忙しい」と 言われた。「話ならいくらでも聞きますと言われたが…」
- ▶ 家族の限界:家族会に入ることで救われた。しかし、変化がない。支援者からは「本人が動くまで待ちましょうと言われ、20年が過ぎた。親亡き後が心配」
- ▶ 8050問題: **片親が亡くなった**。ひきこもり者の兄弟が帰省し、問題を認識し、相談。

事例1:親が要介護1 事例2:仲の悪い親と二人になった

- ▶ 暴力相談:家庭内暴力。「学校」「児相」「保健所」「警察」「クリニック」などが関わった挙句に状態が悪化し、家族が疲れ果てて辿り着く。
- ▶ **教育現場の限界**: SSWからの相談。卒業後は「不登校」から「ひきこもり」に。 義務教育卒業後、**支援が途切れる**。
- ▶ **ひきこもり者本人からSOS**: 「テレビを見た。ここなら、理解してもらえそう」

家族の声:対応方法が分からない



山根モデル 国のモデルとの違い ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

- ▶ 家族から相談を受け、他機関に繋ぐのではなく、第1段階から第4段階まで一体的 に支援をすることで伴奏型支援を行っている。
- ▶ 特に家族支援に力を入れ、家族心理教育(基礎編6回プログラム+実践編)の開発 によって家族関係が変化をもたらすのが特徴である。
- ▶ 原則として、いきなりアウトリーチ(本人支援)を行うのではなく「希薄な家族 関係」から「家族関係の改善」に移行した時点で本人支援を行っていく。その際 も家族支援は継続し、家族と共に歩みだしたひきこもり者をサポートしていく。
- ▶ さらに「暴力」等によって親が疲弊しているなど危機介入が必要とされる場合は、 個別面接でサポートしながら関係機関と連携して解決を図っていく。
- ▶ 8050支援においては、地域包括支援センター等からの相談を受けた段階で、カンファレンス等を実施し、スーパーバイズしている。つまり、ひきこもり支援者の支援も行うことで包括的支援体制の構築を図っているのである。
- ▶ 相談窓口、ケアマネジャー、民生委員等への知識教育と支援体制づくりを開始。

家族心理教育基礎偏 (6回) + 実践編 (1回/月) 火・ホ・土・日・夜グループ

「言動には必ず意味がある」「心の声に耳を傾ける」「先回りしない」

「適度な距離」「心配だから…を押し付けない」「答えは本人にしかない」

- ▶ 第1回 ひきこもりのメカニズムや生きづらさを理解しよう
- ▶ 第2回 「対話」のあり方について理解しよう
- ▶ 第3回 問題と感じる行動(暴力など)を振り返り、その対応方法を理解しよう
- ▶ 第4回 ストレングスアプローチ 「できること」に目を向けて関わろう
- ▶ 第5回 先回りをやめて、子どもとしっかり向き合う方法を理解しよう
- ▶ 第6回 これからの対応方法を一緒に考えよう(元当事者の話など)

対 話

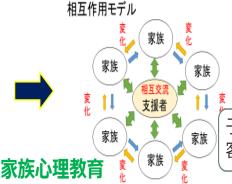
CRAFT

暴力の対応

対処と対応のちがい

治療モデル 情報提供・知識教育 必要な知識を補う 支援者

従来の家族教室



子どもとの関係を 客観視する

集団での学び 私が意識していること

- ▶ 苦しさを吐き出す場、同じ仲間がいる場、共感してもらえる場、どうしたら良いか学べる場、 元気になる場 etc... 親にとっても居場所
- ▶ 親としての苦悩を丸ごと受け止め、どうしたら良いか一緒に考える。
- ▶ 「危機的状況」など苦しい時にタイムリーに相談できるという安心感。
- ▶ さまざまな状況を受け止めながら前に進めるように見守る。(親としての力を引き出す)
- ▶ 家族なりに頑張っていることの「何が良くて、何がまずいのか」が気づけるようになる。
- ▶ 参加することで、一息つける、自分と子どもの関係を客観視することができる。
- ▶ 当事者の声をもとにして子どもの生きづらさを理解する。
- ▶ 親亡き後の課題を整理し、いまの段階で親ができることを一緒に始める。
- グループみんなで支えあう。
- ▶ 笑いあり、涙あり、反省し、勇気をもらい、時として立ち止まり、一歩を踏み出し、また一か月頑張ろう、元気でいよう、また会いましょう... と終わります。
- ▶ 家族を支えながら、その向こうにいる「ひきこもり者」を間接的にサポートしていることを 意識している。

「居場所」の役割







①安心できる場所:存在を受け入れてもらえる、自然でいられる、強制されない、 否定されない、自分が解放できる時間がある、楽になる、

心が元気になる

②**存在が認めてもらえる場所**:自分はここにいてもいいのだと思える、自分を認めてくれる、自分らしくいられる、家族以外の人と関われる、

③相談できる場所:心配事や不安が打ち明けられ話を聴いてくれる人がいる、

自分の思いが表出できる、苦しいことが吐き出せる

④同じ思いを共有できる仲間がいる場所:同じ境遇の人と問題を共有できる、 共感してもらえる、仲間とつながる



「自分が必要とされる」

「誰かの役に立っている」

「当事者会」

居場所を利用するようになって 当事者の声

- ▶ 自分のことを誰も知らない、ひきこもっていることさえも知られていなかった。話す人もいない、外出する気がしない。この町で過ごすことすらしんどくて、愛着が持てなかった。
- ▶ 寂しいという感覚がずっとあった。最近、そのことが自覚できるようになった。
- ▶ 独りでいても寂しくなくなった。人の中にいる方が安心、楽。居心地の良さ、緩さ、安心感が増してきた。
- ▶ 「選択肢がなくてただ家にいる」のと、「居場所があって、家にいることを選択する」のは、 全く意味が違う。居場所があることで苦しくなくなった。
- ▶ 孤独を紛らわす場。自分のことを自覚する力がついてきた。
- ▶ ストレスに感じるのに(人の目が気になる)、それでも人の中にいたいと思うようになった。
- ▶ 本当は、人が嫌いではない。皆とは人種が同じだと感じる。ここの空気感が良い。
- ▶ 失敗しても否定されない、出来ないことも含めて受け入れてもらえる。
- ▶ 話を聴いてもらえる、返事をしてもらえる、ありのまま受け入れてもらえる場。
- ▶ 片意地を張らず、自分をよく見せようとしなくてもよいところ。
- ▶ 人との関わりを通して自分が自覚できる。← 他者性

生きづらさを理解しなければ心は閉ざされていく

▶ ひきこもることによって「生きる力」が落ちていく。

「うつ状態」「昼夜逆転」**「自己否定」「自己効力感低下」「自尊心の低下」** 「意欲低下」「感情コントロール低下」「対人恐怖」「家庭内暴力」「強迫症状」など



- ▶ 「自分が人と関わればいつもトラブルになる。何を言っても分かってもらえないのなら、思考を止めるしかない。何も考えない、人と関わらない、そうすれば何もトラブルにならない。そう考えるしかなかった。自分の存在を消すしかなかった」
- ▶ 「何をやってもうまくいかない。どうせ自分なんか…と**自己否定が止まらない**」
- ▶ 「いつの間にか、**怒りスイッチが入りやすくなった**。以前は、胸のあたりにクッションのようなものがあって、嫌なことがあっても吸収されていた。なぜかクッションが無くなった。そうすると些細なことでもグサッと胸に突き刺さり『ぶっ殺してやる』と反応してしまう」
- ▶ 「人それぞれに世界観があると思う。違うということを認めてほしい。自分の世界観に侵入してほしくない」
- ▶ 「調子の良い時と悪い時の波があって、悪いときはトイレに行くのもやっと。 なぜか、体が重くて動かなくなってしまう」

まずは**傷ついた心の手当て**。 そして、**自尊感情を高める支援**が必要 ← **家族・支援者**



NPO法人 ふらっとコミュニティ 実績

	新規	相談	家族心理教育		アウトリーチ	居場所	就職
	相談	延人数	基礎編	実践編 (延)	(延人数)	(延人数)	復職
2015年	30名	82名	9名	213名	9名	236名	2名
2016年	30名	400名	17名	214名	9名	212名	2名
2017年	37名	507名	21名	296名	17名	321名	5名
2018年	48名	731名	22名	435名	30名	747名	16名
2019年	75名	745名	17名	598名	27名	1,042名	12名
2020年	69名	637名	31名	552名	33名	1,639名	11名
2021年9月	36名	374名	16名 (10月)	293名	30名	1,165名	3名
合 計	325名	3,476名	133名	2,601名	155名	5,362名	51名

- ☆専門的なアウトリーチが必要な場合は「訪問看護」へ移行。
- ☆家族会「陽の杜」 約100名

否定の連鎖は、孤立につながる

- ・相談しない親が問題
- 甘やかしているから
- ・このままではいけない
- ・何とかして働かせるべき
- ・ひきこもりの偏見
- ・暴力的な介入
- ・働きさえしてくれれば
- ・親はいつまでも元気ではない
- ・どうしてあなたは…と一般論
- ・説教や説得
- ・声をかけない(無関心)





孤立の構図

社会

親

本人

- ・誰からも理解されない苦しみ
- ・怒りのコントロール不全
- ・思考を止め、心を閉ざす
- ・姿を見せない
- ・気配を消す、生活音がしない
- ・自己否定が止まらない
- ・自尊感情の低下



「8050問題」ケアマネジャーの役割と支援のプロセス



対応のポイント4事例

- ▶ ケアマネジャーとしての姿勢:家族とともに揺れながら、寄り添う支援を開始
- ▶ 家族の関係性を理解する:家族が生きてきた歴史と関係性の病を知る
- ▶ 家族の思いを理解する:「否定」は自己満足でしかなく、孤立を強化することを肝に 銘ずる
- ▶ 孤立している家族の状況を理解する:「孤立」から「社会」につながる接着剤になる。
- ▶ 親子の関係性の問題を紐解く:孤立した家族に「風」を通す役割になる
- ▶ ひきこもり者を理解する:生きづらさ、苦しさを知る
- ▶ ケアマネジャーの役割:本来の親役割を取り戻すことができる支援
- ▶ 関わるうえでのポイント:ひきこもり者の良き理解者になるための努力をする
- ▶ ひきこもり支援機関との連携:解決を焦らず、抱え込まず、つながりを広げる

ひきこもり支援を行ってきた私の結論

- ▶ ひきこもりは、心のエネルギーが落ちた状態。勝手にエネルギーが貯まることはない。「承認」によって自尊感情が高まり、心のエネルギーが高まる。
- ▶ 氷のように凍ってしまった心は、温かい心でしか溶けない。
- ▶ ノウハウだけを習得してアプローチをしても変化はない。生きづらさを理解し、 基本姿勢(否定しない、適度な距離など)の積み重ねで心は動きだす。
- ▶ 人との関係の中で傷ついた心は、人との関係の中でしか回復しない。
- ▶ 「否定」からは何も生まれない。「否定」の連鎖は「孤立」に繋がる。
- ▶「何もしないで、本人が動きだすまで待つ」は暴力と同じ。それは、無視、無関心、存在の否定。「動ける環境を作り、仕掛けて待つ」ことで心と体が動き出す。
- ▶ 親としての基本的な関りは「土づくり」。どんな土が必要なのか、水の量、肥料のタイミングなど「自身の育て方」を家族心理教育で学ぶことで親は変われる。
- ▶ ひきこもり状態は、必ず回復し、笑顔が取り戻せる。

ご清聴どうもありがとうございました。

連載中

★日経グローカル 第1回~第13回 いま求められるひきこもり支援

★ケアマネジャー 中央法規 第1回~第8回 どうかかわる?どう支える?8050問題 エキスパートが教える支援の原則



ケアマネージャー7月号特集に掲載された 「ひきこもり支援のエキスパートが教える "8050問題"の基本理解と支援のポイント」

別刷 500円+郵送料(18冊まで370円) 申し込み先: NPO法人 ふらっとコミュニティ

電話: 0836-21-1552

メール: f-hidamari@juno.ocn.ne.jp

